

令和3年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

令和3年3月18日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和3年3月18日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和3年3月18日 9時30分			議長	大 倉 博	
	散 会	令和3年3月18日 17時12分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	杉岡義信	○	8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向 上担当参 事兼税住 民課長事 務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	7 番	西 昭 夫		1 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						

会議の経過	別紙のとおり
-------	--------

令和3年第1回笠置町議会会議録

令和3年3月11日～令和3年3月24日 会期14日間

議 事 日 程 (第2号)

令和3年3月18日 午前9時30分開議

- 第1 議案第17号 令和3年度笠置町一般会計予算の件
- 第2 議案第18号 令和3年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第3 議案第19号 令和3年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
- 第4 議案第20号 令和3年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第5 議案第21号 令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年3月第1回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（大倉 博君） 日程第1、議案第17号、令和3年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第17号、令和3年度笠置町一般会計予算の件について提案理由を申し上げます。

令和3年度の歳入歳出予算総額は前年度比8.9%減の14億2,446万7,000円となっています。

歳入の主なものは、国庫支出金が社会資本整備総合交付金個別補助事業や障害者自立支援給付事業など、前年度比マイナス24.1%減の6,820万7,000円、府支出金では、きょうと地域連携交付金や子ども・子育て支援事業、前年度比較2.1%増の6,994万4,000円を計上しております。また、財源不足を補填するため、財政調整基金から2億60万3,000円の繰入れを予定しております。

歳出の主なものは、総務費では高度情報改修負担金事業の減など、前年度比マイナス12.8%の4億2,798万5,000円、民生費では少子化対策、子育て支援関連事業や隣保館運営等事業など、前年度比3.9%増の3億4,813万1,000円、衛生費では健康増進事業やし尿処理及びじんかい処理に係る一部事務組合への負担金など、前年度比20.1%の減の1億4,050万8,000円、土木費では橋梁維持事業や町営住宅の耐震改修事業など前年度比27.1%減の1億1,371万2,000円を計上しております。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、私のほうからは、歳入と議会及び総務財政課所管の歳出予算について御説明申し上げます。

本年度の当初予算総額につきましては、町長からの説明もありましたとおり、前年度比8.9%減の14億2,446万7,000円となっております。

まず、歳入のほうから説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。

1款町税全体では、前年度より385万8,000円減額の1億4,781万8,000円となっております。

1項町民税につきましては、個人町民税、法人町民税と合計いたしまして224万円減額の5,125万1,000円となっております。

12ページ、2項固定資産税につきましても、203万9,000円減額の7,932万円となっております。課税標準額の見直しや償却資産の減価償却に伴うものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

3項軽自動車税につきましては、25万9,000円の増額の464万7,000円を計上しております。種別割、旧軽自動車税の増額によるものでございます。

4項たばこ税につきましては、前年度と比べまして16万2,000円増額の1,260万円を見込んでおります。

15ページをお願いいたします。

2款地方譲与税ですが、前年度と比べまして20.6%増の905万円。

1項自動車重量譲与税、2項地方揮発油譲与税、3項森林環境譲与税は、京都府からの通知に基づきまして算出した数値となっております。

18ページの3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金及び6款法人事業税交付金につきましても、京都府からの通知に基づいて算出をさせていただいております。

22ページ、7款地方消費税交付金につきましては、71万1,000円減額の2,810万2,000円を計上しております。これにつきましても、京都府からの通知を参考に算出をさせていただいております。

23ページ、8款ゴルフ場利用税交付金につきましても、通知に基づき参考に3,131万6,000円を計上させていただいております。

それから、9款自動車取得税交付金1,000円、それから10款環境性能割交付金84万8,000円を計上させていただいております。自動車取得税につきましては、令和元年度10月1日で廃止されましたが、滞納繰越などにより税額の発生が想定されますので、1,000円を計上しております。環境性能割交付金につきましては、京都府からの通知を参考に算出をさせていただいております。

26ページ、11款地方特例交付金につきましては、前年度より19万6,000円増額の61万6,000円を計上しております。

27ページ、12款地方交付税でございます。令和2年度の交付額を勘案し、前年度同額の6億8,000万円を計上しております。歳入総額の47.7%を占めることとなっております。

また、13款分担金及び負担金では、保育士及び学童保育所利用者数から積算し、前年度より48万7,000円増額の127万7,000円を計上させていただいております。

それから、29ページ、14款使用料及び手数料でございます。

1項使用料では、住宅や施設等の使用料を計上させていただいており、前年度より10万7,000円増額の378万円を計上しております。

2項手数料では、戸籍等の手数料を計上いたしております。また、衛生手数料では、し尿くみ取り券の販売手数料を計上させていただいております。

31ページ、15款国庫支出金でございます。前年度と比べまして24.1%減の6,820万7,000円を計上いたしております。

1項の国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、介護保険料低所得者保険料軽減負担金の増により、合計で2,881万5,000円を計上しております。

2項の国庫補助金でございます。前年度と比べまして2,165万4,000円減額の3,834万3,000円を計上いたしております。個別補助事業の減額により、土木費国庫補助金が3,063万1,000円で減額となっております。

34ページ、16款府支出金でございます。前年度と比べまして2.1%増の6,994万4,000円を計上いたしております。

1項府負担金につきましては、国庫負担金と同様に府の負担分を計上しております。

2項府補助金、1目総務費補助金では、きょうと地域連携交付金として1,122万8,000円を計上、また京都府移住促進事業につきましては、空き家バンクに登録された家屋の改修等の経費を計上いたしております。

2目民生費補助金につきましては、隣保館の運営事業や子ども・子育て支援交付金等の金額を計上させていただいております。

3項府委託金です。37ページになります。

5節選挙費委託金では、衆議院選挙及び最高裁判所国民審査の委託金として200万3,000円を計上いたしております。

17 款財産収入でございます。前年度と比べまして92万6,000円減額の286万6,000円を計上させていただいております。

2 目財産貸付収入では、デイサービス利用施設貸付料やいこいの館多目的グラウンドの貸付料を計上いたしております。

40 ページの18 款寄附金でございます。ふるさと納税による指定寄付金220万円、また一般寄附金220万円を計上いたしております。

41 ページ、19 款の繰入金でございます。前年度と比べまして25.8%増の2億3,585万3,000円を計上いたしております。

1 目財政調整基金繰入金につきましては、財源不足を補填するため2億60万3,000円を計上いたしております。

2 目のふるさとづくり基金繰入金188万2,000円につきましては、ふるさと納税していただいた方の意思に合致した事業に充当させていただいております。

3 目ふるさと基金につきましては、いこいの館運営経費に充当をさせていただいております。

4 目高度情報ネットワーク整備基金繰入金につきましては、基金条例廃止に伴い繰入れを行っております。

また、5 目森林環境基金繰入金としては200万円計上させていただいております。

それから、43 ページ、21 款諸収入でございます。

前年度と比べまして12.3%減の4,898万2,000円を計上いたしております。雇用創造協議会返還金527万円の皆減等によるものでございます。

続きまして、46 ページの20 款町債でございます。前年度と比べまして68%減の7,550万円を計上しております。それぞれの事業に過疎対策事業債等を充当するものとして計上させていただいております。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、議会費と総務財政課所管の歳出について御説明をさせていただきます。

なお、人件費に係る予算につきましては、現在の職員をベースとして給与条例に従って計上しておりますので、各項目での説明は省略をさせていただきます。

47 ページをお願いいたします。

1 款議会費、前年度と比較しまして2.3%増の5,026万1,000円を計上いたしております。こちらにつきましては、増額の要因として議会音響等設備臨時事業ということ

に伴う増でございます。他の経費につきましては議長交際費が10万円、委託料として議事録作成委託に50万円等を計上させていただいております。

48ページ、2款総務費でございます。前年度と比べまして12.8%減の4億2,798万5,000円を計上させていただいております。

1目一般管理費におきましては、前年度より3,213万2,000円増の2億6,547万7,000円を計上させていただいております。

まず、その中で職員健康診断事業といたしまして39万2,000円を計上させていただいております。職員の健康診断やストレスチェックの費用を計上しております。

また、一般管理費におきましては、需用費ではコピー代や事務消耗品代、また役務費では電話代や郵送代、委託料では顧問弁護士料、例規内容精査修正対応業務に132万円等を計上しております。これにつきましては令和2年度で実施した例規の内容精査の結果を踏まえ、例規の修正をお願いするものでございます。

また、使用料及び賃借料では、デジタル複合機リース代として88万6,000円、また例規システムの使用料として244万2,000円等を計上しております。それから、備品購入費ではAEDの1台分を計上いたしております。

職員研修事業では、人材育成のための外部研修への派遣や講師招聘費用として23万6,000円を計上いたしております。

49ページをお願いいたします。

自治振興対策事業では、町政協力員の報酬代やまちづくり事業補助金の費用等314万6,000円を計上いたしております。また、電算システム管理事業のうち、システム管理事業ではシステム機器の保守費用を計上するとともに、今年度では令和3年度におきまして5年に一度のサーバー更新及びバックアップ環境導入のための委託料として2,590万円を計上いたしております。

50ページの下段、財政管理費でございます。

新公会計への対応支援業務として、委託料として引き続き費用として209万8,000円を計上いたしております。また積立金につきましては、利子収入のものに加えまして、ふるさとづくり基金積立に440万円を計上いたしております。

51ページでございます。

4目の会計管理費におきまして、前年度と比べまして65万7,000円増の84万5,000円を計上いたしております。

また、5目財産管理費では、前年度と比べまして472万5,000円増の1,465万5,000円を計上いたしております。そのうち、財産管理事業といたしまして、土地使用料として79万円を計上いたしております。職員駐車場等でございます。

庁舎管理事業といたしましては836万7,000円を計上いたしております。光熱水費や修繕料等を計上いたしております。

公用車管理事業では293万7,000円を計上いたしております。公用車の車検代や保険料、維持管理に関わる経費を計上いたしております。

また、運動公園の管理事業では、運動公園の維持管理に関わる費用を計上させていただいております。

52ページの6目企画費でございます。

この企画費のうち、総務財政課が所管するものについて説明させていただきます。

すまいるセンターの管理事業では、すまいるセンターに関わる光熱水費や浄化槽管理委託費などを計上させていただいております。

また、相楽東部未来づくり推進事業では、相楽未来づくりセンターが実施する住民参加の相楽東部ファン倍増まちづくり事業等の経費を計上いたしております。

54ページに移っております。

総合計画推進事業では、令和3年度において策定に向けた取組を推進するとともに、策定後の進行管理に関わる業務の知識や技能習得に向けた事業費をここで計上させていただいております。

また、7目交通安全対策事業におきましては、交通安全に関わる啓発や委員報酬等10万9,000円を計上いたしております。

54ページの下段、8目の防災諸費でございます。

前年度と比べまして35万9,000円増の647万3,000円を計上いたしております。防災事業では472万1,000円を計上し、防災行政無線に関わる保守費用等を計上、また工事請負費ではアナログ屋外拡声局の撤去工事費として110万円、備品購入費では備蓄品としてのアルファ米購入代として54万7,000円と戸別受信機30台分を計上いたしております。

少しとびまして、58ページをお願いいたします。

4項の選挙費でございます。前年度と比べまして、6万4,000円増の247万6,000円を計上いたしております。

2目衆議院議員選挙費では、本年度実施予定の衆議院選挙に関わる費用を計上いたしております。

59ページでございます。

5項の統計調査費では68万円の減額の本年度47万円を計上いたしております。国勢調査に関わる経費100万4,000円を皆減、その他統計では経済センサス活動調査費等44万7,000円を計上いたしております。

61ページ、6項の監査委員費でございます。前年度より7,000円減額の24万6,000円を計上いたしております。委員報酬費等を計上いたしております。

続いて、ページとびまして、86ページをお願いいたします。

8款消防費でございます。前年度と比べまして1.1%減の6,115万円を計上いたしております。

1日常備消防費では、相楽中部消防組合への分担金として5,179万5,000円を計上いたしております。

2目の非常備消防費では、前年度に比べて27万1,000円増の885万5,000円を計上いたしております。消防団活動に伴う団員報酬や出動費、積載車の車検費用等を計上させていただいております。

88ページ、9款の教育費でございます。前年度と比較いたしまして22.5%減の6,570万6,000円を計上いたしております。

1項教育総務費、1目の教育委員会費では相楽東部教育連合への教育費に関わる負担金でございます。前年度から1,903万2,000円減額の6,527万4,000円となっております。笠置小学校の空調設備設置に関わる工事費の皆減等に伴う負担金の減となっております。

89ページ、2項社会教育費、1目文化財保護費では、国有地管理清掃委託や六角堂の清掃管理委託費といたしまして43万2,000円を計上いたしております。

90ページの10款公債費でございます。前年度と比較しまして1,106万3,000円増額の1億3,340万3,000円となっております。こちらにつきましては令和3年度から償還が始まるものと昨年度の利率の見直しによって、元金、利息とも見直しがございましたので、元金が増額、また利息が減額となったものでございます。

また、11款諸支出金の1,000円、それから13款の予備費100万円につきましては前年度同額を計上いたしております。

なお、94ページ以降につきましては、款別の構成表や給与費明細書など参考資料をつけさせていただきます。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、職員力向上担当参事兼税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、税住民課所管の予算について説明させていただきます。

まず、56ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税費でございます。全体といたしまして、昨年度より269万5,000円減額の3,275万6,000円となっております。税務総務費につきましては、地方税機構への負担金、税務総務一般事務費の中の負担金補助及び交付金でございますが、地方税機構への負担金を計上しております。

賦課徴収費といたしましては210万5,000円となっております。賦課徴収に係る印刷代、それから確定申告時期の会計年度任用職員に係る報酬や旅費、それからシステム等への委託料となっております。

続きまして、64ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費のうち、税住民課所管のものについての説明でございます。

64ページ、下段になります。人権擁護事業の9万4,000円、これにつきましては人権擁護委員さんの事業に係るものとなっております。遺族会の運営事業につきましては、町の遺族会への補助金となっております。

戦没者追悼事業につきましては、京都府の戦没者追悼式への事業への参加、それから町の戦没者追悼式への祭壇設営等の委託料となっております。

繰出金事業1,239万3,000円につきましては、次のページにまたがりませんが、国民健康保険への繰出金となっております。

国保運営協議会につきましては、運営委員会委員の方々への報酬等を計上しております。年間2回ないし3回を予定した金額となっております。

66ページ、3項国民年金事務費でございます。国民年金事務費といたしまして2万6,000円計上いたしております。こちらにつきましては委託料として1万円財源がございます。

続きまして、70ページになります。

同じく民生費の2項児童福祉費、児童福祉総務費のうち、中頃でございます児童公園維持

管理事業でございます。こちらにつきましてはわかさぎ公園、それから児童館下の児童公園につきましては草刈り等管理に係るものでございます。

続いて、72ページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の3つ目の丸、動物愛護事業でございます。こちらにつきましては狂犬病予防注射等の事業に対する経費となっております。

続いて、74ページ、同じく衛生費で、5目の環境衛生費でございます。

環境維持管理事業といたしまして9万5,000円、定住自立圏事業といたしまして、啓発物品等の作成に係る需用費となっております。

続きまして、75ページ、2項清掃費のうち1目塵芥処理費につきましては4,857万4,000円となっております。こちらにつきましては相楽東部広域連合への負担金を含む金額となっております。

し尿処理費につきましては2,769万2,000円となっております。し尿処理事業といたしましては、相楽郡広域事務組合への負担金となっております。減額となりましたのは、広域事務組合で行ってありました大規模改修、処理場の改修の負担金が減ったものでございます。

合併浄化槽の推進事業といたしまして268万9,000円でございます。これは町内の合併浄化槽への切替えに対する補助事業としております。

税住民課所管の予算につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

予算の説明をさせていただく前に、おわびと訂正をさせていただきたいと思っております。

事前にお渡しさせていただいております主要事業調書でございます。主要事業調書の9ページの健康増進事業の実施内容のところでございます。①の各種検診事業の中で結核検診等を実施とありますが、結核検診の「検」、これ健康の「健」になっておりますが、がん検診と一緒に検査の「検」でございます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、保健福祉課が所管いたします歳出予算につきまして、主な事業の御説明をさせていただきます。

62ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、対前年323万5,000円増の1億4,953万7,000円計上させていただいております。主なものといたしまして

は、社会福祉協議会補助事業といたしまして1,600万円、その内容、主なものにつきましては老人クラブや身体障害者協議会に関する業務の委託ということで、団体育成事業20万円、また地域福祉推進事業では社会福祉協議会が行います福祉事業に対する補助といたしまして23万9,000円計上しているところでございます。また、障害者福祉事業といたしまして21万6,000円計上しております。主な事業といたしましては福祉タクシー事業、これは障害のある方に対するタクシー料金の一部を助成するという事業でございます。これで11万2,000円計上しているところでございます。

次のページを御覧ください。

福祉医療事業といたしまして895万9,000円計上しております。これにつきましては障害者の方やひとり親家庭、また子育て家庭に対する医療費の助成となっております。

次に、障害者自立支援給付事業といたしまして4,283万円計上させていただいております。この主な事業につきましては、障害福祉サービスに関わる費用といたしまして、一番下のところでございますが、障害者自立支援給付事業として4,006万2,000円計上しているところでございます。

次のページに移りまして、地域生活支援事業としまして234万5,000円計上しております。この事業につきましては、障害のある方の相談支援を行う事業といたしまして、地域生活支援相談事業47万3,000円、また日常生活用具の助成事業といたしまして障害者地域生活助成金事業70万2,000円などを計上しているものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

一番下のところでございます。4目老人福祉費では、対前年275万7,000円増の1億435万6,000円計上しているところでございます。主な事業といたしまして、高齢者福祉事業で905万2,000円計上しているところでございます。この事業の主なものといたしましては、外出支援サービス事業で298万1,000円計上しております。これにつきましては、要介護者等の方のお宅から病院への送迎を行うという事業になっております。

次のページを御覧ください。

敬老会事業といたしまして、98万8,000円計上しております。また、繰出金事業といたしまして介護保険特別会計繰出金と後期高齢者医療特別会計繰出金を合わせて8,822万5,000円計上しております。

その下になります福祉医療事業といたしまして707万9,000円計上しております。

これにつきましては65歳から70歳の方の医療費の助成、また障害のある高齢者の方の医療費の助成となっております。

次に、5目老人福祉施設費につきましては、対前年164万5,000円増の3,130万8,000円計上しているところでございます。つむぎてらすの維持管理や包括支援センターの運営費用が主なものとなっております。老人福祉施設運営事業では720万円計上しております。これにつきましては閉じこもり予防に関する事業の費用でございます。また、一番下のつむぎてらす運営事業で188万6,000円計上しております。これはつむぎてらすの光熱水費等維持管理にかかります費用でございます。

70ページを御覧ください。

同款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、対前年305万4,000円増の1,435万7,000円計上しております。児童福祉事業といたしまして889万3,000円計上しております。これにつきましては放課後児童クラブの運営に関します費用でございます。また、児童手当支給に関する費用といたしまして596万1,000円を計上しております。一番下のところでございます新規の事業といたしまして、結婚子育て応援住宅総合支援事業で205万円計上させていただいております。この事業につきましては、新婚世帯に対します住宅購入等に関する費用の助成や多子世帯、これは高校生以下のお子さんが3人以上になりますけれども、多子世帯のリフォーム等に係る費用に対する助成を行う内容となっております。

次に、2目保育園費では、対前年179万9,000円増の3,917万円計上しているところでございます。人件費を含みます保育所の運営に関する費用となっております。

次のページを御覧ください。

笠置保育所運営事業といたしまして479万2,000円計上しております。保育所の維持管理に関わります費用、また保育教材や給食に関する費用等となっております。今年度につきましては11名の利用を見込んでいるところでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、対前年67万4,000円増の1,322万3,000円計上しているところでございます。そのうち、保健福祉課が所管いたします事業につきましては、保健業務といたしまして38万3,000円計上しているところでございます。主なものといたしまして、乳幼児健診やほっとサロン等で使いますおやつ作りをさざなみ会に委託するものとして16万3,000円計上しているところでございます。

同じく2目予防費では14万7,000円減の818万1,000円計上しているところでございます。健康増進事業といたしまして509万3,000円計上しております。内容といたしましては、健康診査や各種がん検診、結核検診等の費用でございまして、総額454万4,000円計上しているところでございます。

また、健康教育事業といたしまして54万円計上しております。これにつきましては生活習慣病を予防するための事業を行うものでございます。

また、一番下でございまして予防接種として224万7,000円計上しております。これにつきましては高齢者や乳幼児の予防接種に関わります費用となっております。

次のページを御覧ください。

母子保健事業といたしまして62万6,000円計上しております。乳幼児の健診の費用といたしまして17万9,000円、また妊産婦の健診事業といたしまして32万4,000円などを計上しているところでございます。

また、定住自立圏事業といたしまして、24時間健康相談に応じる事業ということで、救急相談ダイヤル24事業で13万円計上しているところでございます。

3目診療所費では、対前年24万6,000円増の1,113万3,000円計上しております。これにつきましては笠置歯科の修繕で5万円、また山城病院組合の病院事業分の分担金として946万円を計上しているところでございます。

次のページで、4目介護保険費では、対前年3,000円増の157万1,000円計上しているところでございます。これにつきましては山城病院組合事業の老健事業の分担金として157万1,000円計上しているところでございます。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきましては以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） それでは、商工観光課所管の歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の50ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の循環バス運営事業といたしまして1,083万2,000円を計上させていただいております。循環バスの運転手に係る人件費として5名分の報酬746万7,000円、職員手当124万5,000円、旅費8万2,000円となっております。需用費では、バスのオイル交換などの消耗品費や燃料費、車検に係る修繕料など183万8,000円を、役務費では、同じく車検に伴います検査料、

損害保険料のほかタイヤ交換手数料など9万9,000円、使用料および賃借料では、駅前ロータリーへの循環バス乗入れに伴います施設使用料1万4,000円、備品購入費では2台分のバッテリー購入費用5万円を、公課費では車検に伴います重量税3万7,000円をそれぞれ計上しております。

同じく、その下になりますが、相楽東部広域バス運営事業といたしまして360万4,000円を計上させていただいております。負担金補助及び交付金の内訳は、広域バスの運行経費にかかります負担金236万9,000円と交通計画策定事業にかかります負担金123万5,000円となっております。

続きまして、2目文書広報費で笠置テレビ運営事業として222万4,000円を計上させていただいております。主には需用費で、番組保存用のDVテープ購入など、消耗品や外部カメラの電気代など15万4,000円、委託料では、スタジオ設備及び議場カメラの保守点検費用として130万7,000円を、使用料及び賃借料では、音楽著作権使用料など9万4,000円となっております。負担金補助及び交付金は、高度情報ネットワークの民間移行に伴いまして、引き続き現在行っておりますテレビ基本利用料の軽減措置を行うため、利用料の補助金58万7,000円を計上しております。

続きまして、予算書の52ページをお願いいたします。

6目企画費の商工観光課所管の部分につきまして御説明をさせていただきます。

JR笠置駅切符等販売事業として561万円を計上させていただいております。笠置駅に勤務いたします会計年度任用職員4名に係る人件費として、報酬396万1,000円、職員手当48万7,000円、旅費6万4,000円となっております。そのほか需用費では、電気代などの光熱水費や駅舎施設の修繕料など24万3,000円を、役務費では、電話及びインターネットの接続経費などの通信運搬料や浄化槽の検査手数料など9万8,000円、委託料では浄化槽の保守点検、清掃業務並びにJR笠置駅複合施設指定管理料など70万1,000円、使用料及び賃借料は笠置駅舎の施設使用料5万6,000円となっております。

次に、笠置いこいの館管理運営事業として1,863万4,000円を計上させていただいております。いこいの館に勤務いたします会計年度任用職員3名に係る人件費として、報酬393万6,000円、職員手当52万6,000円、旅費3万4,000円となっております。需用費では、館内で使用いたしますごみ袋や掃除用品、トイレトペーパーなどの消耗品費10万3,000円、空調設備で使用いたします吸収冷温水機の燃料費256万円、

電気代、水道などの光熱水費 5 6 3 万 6, 0 0 0 円、受変電設備や館内設備等の修繕料 1 3 5 万 8, 0 0 0 円など、計 9 6 5 万 7, 0 0 0 円となっております。次の役務費では、電話及びインターネットの接続経費などの通信運搬費や浄化槽の法定検査手数料など 2 3 万 7, 0 0 0 円を、委託料では大きなものとしたしまして浄化槽の保守点検、清掃業務委託 3 9 万 7, 0 0 0 円、キュービクルの保守点検費用 6 1 万 6, 0 0 0 円、夜間警備 7 9 万 2, 0 0 0 円、エレベーターのリモート点検 6 6 万円、吸収冷温水機保守点検 1 1 0 万円など、計 4 0 1 万 6, 0 0 0 円となっております。次の使用料及び賃借料では、コピー機のリース代など 2 2 万 8, 0 0 0 円を計上させていただいております。

次の 5 3 ページをお願いいたします。

商工観光事業といたしまして 3 8 1 万円を計上させていただいております。こちらは、役場商工観光課で勤務する会計年度任用職員 1 名分に係る人件費として報酬 8 8 万 2, 0 0 0 円、職員手当 9 万 6, 0 0 0 円、旅費 1 0 万 5, 0 0 0 円となっております。そのほか主なものとしたしましては、委託料ではチャレンジショップの運営委託並びにホームページの管理委託費用 1 5 万円を、使用料及び賃借料では、公用車 2 台のリース料 7 5 万 7, 0 0 0 円、負担金補助及び交付金の内訳といたしましては淀川上流国定公園推進行政連絡協議会負担金 4, 0 0 0 円、広域事務組合への消費生活事業分の負担金 1 6 2 万 1, 0 0 0 円、京都やましろ東京しぶや連携事業負担金 1 2 万 8, 0 0 0 円となっております。

次の地域おこし事業では 7 0 1 万 3, 0 0 0 円を計上させていただいております。需用費では、地域おこし協力隊員 2 名の活動で使用いたします公用車の燃料代など 3 万 1, 0 0 0 円、使用料及び賃借料では、公用車 2 台のリース料や協力隊員の居所として借り上げております家屋の家賃など計 8 8 万 2, 0 0 0 円、負担金補助及び交付金の内訳は地域おこし協力隊の活動費 1 0 0 万円と移住促進住宅整備事業費 2 件分で 3 6 0 万円、それと空き家流動化推進事業といたしまして、これまで 1 件当たりの補助金 1 0 万円であったものを 3 0 万円に引き上げまして、5 件分 1 5 0 万円となっております。

次の交流施設管理事業では 1 3 2 万 8, 0 0 0 円を計上させていただいております。需用費では、サテライトワークスペース、移住定住プラザ、お試し交流スペースなどの光熱水費や修繕料など 3 2 万 3, 0 0 0 円、役務費では、テレビやインターネットの接続経費などの通信運搬費や浄化槽の検査手数料など 2 3 万 3, 0 0 0 円、委託料は 3 施設の浄化槽の保守点検、清掃業務として 1 6 万 2, 0 0 0 円を、使用料及び賃借料では、移住定住プラザ、お

試し交流スペースの土地借上料61万円となっております。

次の関西本線複線電化等事業では4万5,000円を計上させていただいております。こちらは会議出席のための旅費2万4,000円と負担金補助及び交付金で関西本線電化促進同盟会費2万円並びに関西本線複線電化促進連盟負担金1,000円となっております。

次に、予算書の55ページをお願いいたします。

9目の通信施設管理費でございます。対前年度費で9,022万8,000円減の600万円でございます。高度情報ネットワーク事業は、この3月末で終了いたしますが、インターネットメールを御利用の方はプロバイダが替わるため、9月までの半年間は旧のメールアドレスの変更周知期間としてサーバー等の利用を継続する必要がございます。その使用管理の費用や現在NTTの局舎に設置をしております高度情報ネットワーク設備の撤去、処分費用など、また事業終了に伴います負担金の精算を行う費用として計上しておるものがございます。

次に、少しとびますが、予算書の79ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費の商工総務事業で会議出席のための旅費4,000円を計上させていただいております。

次に、2目の商工振興費の商工振興事業で510万4,000円を計上させていただいております。こちらも会議出席のための旅費4,000円と負担金補助及び交付金は、笠置町商工会への補助金となっております。

次に、3目観光費の観光事業で655万4,000円を計上させていただいております。報償費ではフォトコンテストの景品代として2万8,000円、旅費は会議、研修等への出張旅費6万7,000円となっております。次の需用費では、消耗品やパンフレットなどの印刷製本費14万5,000円、役務費は駅周辺に整備いたしますフリーWi-Fiの通信経費並びに保守費用13万円となっております。委託料は、外国人観光客はコロナの影響で減少しておりますが、新しく整備をいたしましたボルダリングに関する情報提供などを行う観光案内所運営委託料として30万円と前回のかわまちづくりコンサル委託を名称変更いたしまして木津川河川空間活用事業として300万円の合計330万円、負担金補助及び交付金の主なものといたしましては、観光笠置への補助金90万円、お茶の京都DMO負担金67万3,000円、四季彩祭実行委員会負担金87万6,000円など、計288万4,000円となっておりますが、四季彩祭実行委員会への負担金につきましてはもみじ公園のライトアップ事業分のみの計上となっております。

次の観光施設管理事業で570万2,000円を計上させていただいております。需用費では、除草剤などの消耗品費や笠置山駐車場、赤血谷トイレ、飛鳥路駐車場の光熱水費など6万5,000円、役務費では、飛鳥路駐車場トイレのくみ取りに係る経費9万3,000円となっております。次の委託料の内訳は、松くい虫防除事業20万9,000円、東海自然歩道管理委託51万1,000円、府立自然公園清掃及び管理委託331万円、河川敷草刈り委託51万4,000円となっております。次の使用料及び賃借料は町営第2駐車場の賃借料100万円を計上しております。

次の桜保全事業で188万2,000円を計上させていただいております。役務費では、笠置山の中腹部分の桜周辺除草の作業として56万5,000円を、委託料は桜植栽等保全管理委託の124万2,000円となっております。

次の80ページをお願いいたします。

4目産業振興会館費の笠置町産業振興会館運営事業で1,212万1,000円を計上させていただいております。産業振興会館の事務並びに喫茶で勤務する会計年度任用職員6名にかかります人件費として報酬449万9,000円、職員手当62万5,000円、旅費7万7,000円となっております。需用費では、館内消耗品や土産品代で消耗品費といたしまして19万5,000円、喫茶のコーヒー購入費用など食糧費31万2,000円、電気、水道、ガス料金の光熱水費152万7,000円のほか、非常用照明器具の修繕費といたしまして186万5,000円の計389万9,000円となっております。役務費は、電話代並びにテレビ、イントラネットの費用といたしまして17万5,000円を、次の委託料222万7,000円の主なものといたしましては、浄化槽管理清掃委託19万円、エレベーター管理委託58万1,000円、警備業務委託37万1,000円、特定建築物建築設備定期検査委託51万7,000円、舞台等の吊物器具点検委託33万円などとなっております。使用料及び賃借料につきましては、第1駐車場の借地料の35万7,000円とトイレの芳香器具等の使用料など計61万9,000円となっております。

商工観光課の所管部分につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します歳出予算につきまして御説明をいたします。

なお、一部説明を省略させていただくところがありますが、あらかじめ御了承ください。初めに、52ページをお願いします。

上段2款総務費、総務管理費、財産管理費、建設産業課分の使用料及び賃借料、土地使用料といたしまして14万1,000円を計上しております。内容としましては、町道後谷線の退避スペースの借地料でございます。

次に、74ページを御覧ください。

74ページ、中段4款衛生費、保健衛生費、環境衛生費、27節繰出金におきまして、簡易水道特別会計繰出金を2,995万円計上しております。対前年で比較しますと341万6,000円の減額でございます。

76ページを御覧ください。

上段より5款農林水産業費、農業費、農業委員会費でございます。主な内容としましては、1節報酬で農業委員の報酬を98万4,000円計上しています。また、10節需用費では、農業委員会だより作成に関わる印刷製本費などで17万5,000円を、12節委託料で農地情報管理システムの年間保守料として16万5,000円を計上しており、前年より同額の計上でございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額を見ているところでございます。

中段の農業総務費は、職員給与等の関係でございますので、説明を省略させていただきます。旅費につきましては前年と同額の4万9,000円としています。

次に、下段、農業振興費は10節需用費で消耗品などに6万円、18節負担金補助及び交付金で農業再生協議会への補助金等に12万1,000円を計上しており、全て昨年と同額を見ているところでございます。

次の農地費の主な変更点は11節の役務費手数料として8万円計上しており、内容としましては、普通作業員等手数料で、単価の上昇によりまして2,000円を増額しております。

77ページ上段をお願いします。

13節使用料及び賃借料で24万9,000円を計上しております。内容につきましては、機械等賃借料として3万8,000円と農地災害復旧事業に関する積算システム使用料として21万1,000円でございます。そのほかは同額を見ているところでございます。

次に、78ページです。

林業費、林業総務費では、8節旅費を前年度と同額の3万1,000円としております。

次に、林業振興費の主な内容としましては、右の説明欄で有害鳥獣対策事業としまして、委託料で64万円を計上しております。内容につきましては、鳥獣被害軽減のための捕獲事業を笠置町猟友会に委託するものでございます。負担金補助及び交付金で、笠置町有害鳥獣

捕獲対策協議会補助金として9万4,000円を計上しております。内容としましては、電子止め刺し用具の購入補助でございます。協議会が窓口となり、国の補助を受けて購入するもので、2分の1補助となっておりますので、協議会が負担する分を町が補助するものでございます。そのほかは共済保険料助成で1万1,000円を合わせて10万5,000円を計上しております。

次に、森林対策事業でございます。負担金補助及び交付金で森林整備事業として200万円を計上しております。内容としましては、町内で行う森林整備に対する補助金でございます。豊かな森を育てる府民税市町村交付金を活用し、実施するものです。そのほかは森林組合への補助など37万円で、合わせて237万円を計上しております。

続いて、森林環境基金管理事業でございます。主な内容としましては、委託料で200万円を計上しております。内容につきましては森林現況調査や基礎情報の収集など、森林経営環境事業を実施するため、森林環境基金を財源に業務委託するものでございます。積立金では317万4,000円を計上しています。内容としましては、国の森林環境譲与税を森林経営管理法に基づく森林整備等を行うために、笠置町森林環境基金への積立金と基金利息分でございます。

続いて、下段、林道維持費の主な内容につきましては、12節委託料で林道維持管理事業として250万円を計上しています。内容としましては、林道切山線や三国林道など4路線の除草事業を委託するものでございます。また、14節工事請負費で300万円を計上しております。内容は、林道切山線の側溝清掃工事を実施するものでございます。そのほかは前年度とほぼ同額を見ているところでございます。

次に、81ページをお願いします。

7款土木費、土木管理費、土木総務費でございます。職員の給与等を除く主な内容としましては、11節役務費手数料で35万2,000円を計上しております。内容につきましては、道路等の維持管理に伴う一般廃棄物の処理手数料でございます。13節使用料及び賃借料では177万円を計上しており、主な内容としましては、資材単価等データ使用料として27万5,000円を、積算システムの年間保守を含めた使用料として143万円を計上しております。そのほかは大きな変更等はございません。

82ページをお願いします。

同じく、土木費、道路橋梁費、道路維持費の主なものとして、11節役務費として78万4,000円を計上しており、普通作業員等手数料の単価上昇によりまして、前年よ

り1万3,000円増額しております。12節委託料では48万円を計上しており、主なものは飛鳥路区への町道除草委託事業として15万円と道路管理システムの保守料といたしまして33万円を計上しております。14節工事請負費は、道路維持事業としまして舗装修繕、のり面修繕など、町道等の点検結果に基づき、国の社会資本整備総合交付金等活用しながら維持修繕工事を進めてまいります。

道路維持事業としての予算総額は1,694万2,000円を計上しております。主な事業としましては、道路のり面修繕工事として町道有市峠坂線ののり面修繕工事に533万円、舗装修繕工事に390万円を計上しております。

また、交通安全事業としましては、町道笠置有市線東部区内の道路改良工事として、転落防止柵の設置など650万円を計上しております。

続いて、道路新設改良費の主な事業といたしましては、12節委託料で150万円を計上しております。内容としましては、昨年より実施しております町道笠置山線の境界標埋設業務でございまして、4年間の計画で事業を実施しているものでございます。また、この事業に伴います経費としまして、15節原材料費で境界標代として25万円を見ているところでございます。14節工事請負費では、町道笠置山線の改良事業といたしまして325万円を計上しております。内容につきましては道路照明を設置する事業を実施するものでございます。

続いて、下段、橋梁維持費の主なものにつきましては、12節委託料で1,650万円を計上しております。内容としましては、橋梁の長寿命化計画更新業務で550万円を、橋梁点検に基づく橋梁の補修設計業務で1,100万円を見込んでおります。14節工事請負費で455万円を計上しております。内容につきましては、さきの橋梁点検に基づき、橋梁の補修工事を実施するものでございます。

次は84ページをお願いします。

84ページ、河川費、河川総務費、18節負担金補助及び交付金では、木津川治水会や木津川上流直轄改修期成同盟会などの会議等の負担金でございまして、各協会、同盟会の事業割分等で、多少の増減はありましたが、総額で1万4,000円の減額の11万4,000円を見込んでおります。

また、中段からの河川改良費では、12節委託料で東部区不動谷川除草委託事業として15万円を計上しております。14節工事請負費で150万円を計上しております。内容としましては、河川のしゅんせつ工事等とございまして、前年の残事業分も含めまして実施す

る予定でございます。そのほかは前年度とほぼ同額を見ているところでございます。

85ページをお願いします。

85ページ、住宅費、住宅総務費では、8節旅費を前年度とほぼ同額計上しております。

続いて、住宅管理費の主な内容としましては、11節役務費手数料として、住宅小修繕に伴います大工作業員手数料と入居時のハウスクリーニングを含めまして97万2,000円を計上しております。13節使用料及び賃借料で69万3,000円を計上しております。内容としましては、これも小修繕等に伴います機械工具等の使用料として40万円を、住宅の耐震改修に関わります営繕積算システムの使用料として29万3,000円を計上しております。14節工事請負費で2,995万円を計上しております。主な内容としましては、浴室改修等バリアフリー化工事に975万円、耐震診断の結果に基づいた耐震改修工事費に1,690万円を計上しております。その他住宅費の計上経費につきましては、前年度と同額を計上しているところでございます。

最後に、92ページをお願いします。

92ページ、12款災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費で220万5,000円を計上しております。内容につきましては、災害時における笠置町所管公共土木施設等に関する緊急的な災害対策業務に関する協定書に基づきまして、災害発生時の応急対応業務を早期に着手するための対策予算として、役務費普通作業員手数料として39万6,000円、ダンプトラック等機械使用料として18万6,000円、工事請負費で143万円を計上しております。

以上で建設産業課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 失礼します。

それでは、人権啓発課が所管します歳出予算について御説明します。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、すみません、65ページお願いします。

人権問題啓発事業で40万7,000円を計上しております。内容としましては報償費、12月実施の公開講座にかかります費用の町負担分ということで20万円、また需用費では、消耗品としまして7月、12月の街頭啓発及び公開講座のときに手渡しします啓発物品を購入する費用としまして20万7,000円、また、人権啓発活動地方委託事業では19万8,000円を計上しております。需用費の消耗品で、人権の花運動にかかります費用とし

まして3万6,000円、また人権新聞が年2回発行で6,000円、また人権カレンダー800部で15万6,000円、合計で19万8,000円を計上しております。

その次の町村合同研修事業につきましては、南山城村との合同開催で報償費の2分の1に当たります2万5,000円を計上しております。

続きまして、2目社会福祉施設費の説明でございます。本年度937万7,000円、前年度887万9,000円で49万8,000円の増でございます。

それでは、職員給与以外の必要経費計上分を御説明いたします。

隣保館運営事業の中に隣保館運営事業及び隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業がございます。隣保館運営事業は、報酬としまして任用職員、事務職員1名分の費用176万2,000円及び職員手当、旅費につきましても3万8,000円、これにつきましては隣保館運営事業費補助金に係る分の出張ということになります。需用費で光熱水費分の76万4,000円をこの補助の中で計上しております。負担金補助及び交付金で5万5,000円、これは隣保館の府隣協、山隣協に対する支出の分をここで計上しております。

隣保館デイサービス事業につきましては、任用職員のデイサービスについておられる職員の報酬を計上しております。173万6,000円、職員手当も同じでございます。

地域交流促進事業におきましては生け花講座にかかります報償費、講師の費用としまして11万円、これで5,000円の22回です。原材料費としまして18万円、これにつきましては個人負担と町負担との支払い分との差額分を町負担としまして18万円計上しております。

相談機能強化事業としましては、役務費の電話代分をここで計上しております。13万2,000円です。

地域交流活性化支援事業は、まず、地域交流事業としまして陶芸教室、これの講師謝礼としまして1万円の22回で22万円、原材料費は釉薬や粘土代を3万2,000円計上しております。

課題対応型支援事業としましては、報償費は給食サービスをつくる調理師等の費用でございます。献立分としまして報償費で4万4,000円計上しております。これは11か月掛ける4,000円で4万4,000円を計上しております。需用費としましては食糧費、年11回分で47万3,000円、消耗品で9万5,000円、燃料費6万5,000円、合わせて57万4,000円を計上しております。委託料の9,000円につきましては年

2回の検便代でございます。

笠置会館管理事業としましては、報償費で18万2,000円、これにつきましては周辺整備に係る作業員保守ということです。旅費2名分、普通旅費を計上しております。需用費につきましては、笠置会館の管理に伴います消耗品や公用車の燃料代等を計上しております。役務費で浄化槽のくみ取り代、法定点検代等を計上しております。9万円です。委託料としまして浄化槽の管理業務5万5,000円、ヘルストロンの管理業務で5万6,000円、あと年1回の清掃代としまして10万円、合わせて21万1,000円を計上しております。使用料及び賃借料でございますが、駐車場用地の借上代16万7,000円及び動員に伴います高速道路の使用料で5,000円、合わせて17万2,000円を計上しています。原材料費につきましては周辺整備に係る原材料費を5万円計上しています。負担金補助及び交付金につきましては先ほど説明しました府隣協、山隣協への負担金が5万5,000円、あとにつきましては笠置会館の管理事業としまして9万7,800円を計上しております。

以上でございます。

議長（大倉 博君） 11時10分まで休憩します。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務財政課長、ちょっと訂正。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

先ほど皆様にお配りしております主要事業調書の一部に訂正箇所がありましたので、御報告だけさせていただきます。

4ページでございます。

担当課につきましては、常任委員会等で修正のほうをお願いしたわけなんですけど、事業名のところで地域活性化企業人が「起きる」ではなく企業の「企」の間違いでございます。誠に申し訳ございませんでした。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

度々の訂正で誠に申し訳ございません。同じく、主要事業調書の中の7ページでございます。産後ケア事業の実施内容のところでございますが、出産後のというところで、出が「出」ではなく「主」になっておりました。訂正させていただきます。度々になりまして、誠に申

し訳ございませんでした。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

予算書29ページで、これが入なんですけれども、総務使用料で交流施設使用料、笠置町サテライトワークスペース使用料1万4,000円で、お試し交流スペース使用料1万3,000円で移住定住プラザが1,000円で、そこから予算書53ページにとんでもらって総務費の中で、支出が交流施設等管理事業としまして132万8,000円と出ているんですけれども、これ入が2万8,000円ほど、出が132万8,000円、これ何年目の事業でこの収入でどういう事業目的として来年度やられるのか。明らかに出のほうが多いですよ。入をどうやって増やすかということ考えておられるのでしょうか。何年目の事業、建って何年、お聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

サテライトワークスペース、それから交流お試しスペース、移住定住プラザが建って何年かということでございます。申し訳ございません。私、年数を把握しておりません。ただ、おっしゃっていただきましたとおり、収入に対して支出の割合はるかに高いということで、どういう目的で管理している事業かといった御指摘かと思えます。今年度、歳入予算の計上につきましては基本的に本年度の実績に基づきまして計上させていただくという手法で取らせていただいております。ただ、今年度につきましては、コロナによりまして利用がなかったと、それだけの原因ではないかも分かりませんが、そういったところでお試し交流スペース並びに移住定住プラザにつきましては、最低限単位の利用料というような形の計上とさせていただいたところでございます。

歳出予算のほうにつきましても、現在施設の維持管理に必要な最低限の費用ということでの計上にはなっておりますが、ただ、やはりおっしゃっていただいたとおり、どういう目的で整備した施設であるかということにつきましては、現時点で有効な活用というものがしっかりできていないということはあるのかなというふうに思っております。今後どのような形で有効活用していくかという部分につきましては、やはりおっしゃっていただいたとおり、検討していく必要があると思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

明らかに数字としてプラスとマイナスが合わないという中で、サテライトオフィスについてもそうですし、お試し交流とか移住定住とか、コロナにはあまり関係してこないはずなんですよ。逆にコロナがあったら需要が伸びてもいいような事業になってこなあかんと思うんですけれども、どうでしょうか。世間ではワーケーションだったりとか、コロナを避けて都市部の事業がサテライト化するとかというふうな話は、世間一般でも多く聞かれますが、笠置町で需要が伸びていない。来年度においてもまだ事業をどうするか、こうするかの検討も入っていない。でも来年度も支出はこれだけあると。今年度に限っての収入が2万8,000円やと。それにどうしていくかというものを持っていないと。なぜこれ当初予算で上がってこないのか。

なぜこういう質問をするかという、僕は前回の12月の議会において移住定住において一般質問させていただきました。その中で町長は私自身の取組として、この移住定住施策、一生懸命、町の根幹政策の一つとして位置づけてやっていく覚悟でございますと、よろしく願いいたしますと、答弁いただきました。しかし、今年度の予算において、ここの交流スペースを活用することに、まだ検討にも入っていないと、これなぜなんでしょうか。行政側、お答えいただけますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

ただいまの坂本議員の御質問です。

現在、御指摘のように、移住定住プラザ、それから交流スペースの利用については、非常に低い状況でございます。サテライトオフィスに関しましては、地域の方の御利用もいただいておりますので、一定利用頻度というのは出てきておりますけれども、本来の目的でありますサテライトオフィスの使用の方法ということについては、いま一つ十分活用されていないというのは、おっしゃるとおりでございます。考えておりますのは、広報発信力、情報提供力の弱さ、この間も指摘ございましたように、町のホームページでしっかりといろんな宣伝ができていないということなので、このことについては体制をきちっと整えるというふうに現在考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

行政側に1つお願いしたいです。質問に対しての答えをいただきたい。御理解いただき

いではなくて、御理解できるような対応で答弁いただきたい。僕ら3回しか質問できませんので、そこも考慮して、しっかりとした答弁をぜひお願いいただきたい。

もう当初予算は出ているんですよ。僕たちはいろいろ審議も議論もしてきた。その中で数多くの予算ですから、この質問を委員会ではできませんでした。それは僕の力不足かもしれませんが。しかし、なぜここにこういう予算が上がってきているのに、今から検討に入るのか。実質基本方針でも移住定住促進プロジェクト設置と、仕組みづくりで書いてあります。僕たちはこれを信用して議会に臨むわけですよ。しかしながら、これから考えるということは今町長はおっしゃる。でも、根幹政策としてやりますと、覚悟をしていますと。でも初めのこの当初予算にその前向きさが示されていないわけですよ。それをなぜなんですかと質問しても、その答えが返ってこない。何をもってこの予算を審議すればいいんでしょうか。この予算はどうやって出来上がったものなんんでしょうか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございます。

町の情報発信力が非常に低いというのは、私も承知していることで、時々このままではいけませんということで指示もしておるわけでございます。どのように考えておるのかということなんですが、引き続いて情報の発信力の向上ということを指導していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 質疑ある方は手を挙げてください。向出議員。

1 番（向出 健君） 質疑は3回までというルールがある中で、さすがになぜいまだに事業内容がしっかりと定まっていないのかというのが趣旨だと思うんです。それに対して町長の答弁は情報発信力の問題を言ったと。それやったら、情報発信が弱いので、なかなか利用者がいないとか、そういうことを言いたいのか、答弁の回答としては、直接対応の関係にないと思うんです。つまりなぜ今できていないのかと。例えばほかのことに優先的に時間を取られて、どうしても後回しになったんだったら、率直にそう言われればいいですし、そうじゃないところでなっているのであれば、その理由が要ると思うんです。そのあたりについての理由を聞いているんですよ。情報発信力ができていないことの関係する原因であるんだしたら、その関係も説明しないといけないと思うんですよ。だから、その点については質疑3回というルールなので、きちっと対応関係のある答弁で、質疑は1と数える形にしないといけないんだと思うんです。そのことはしっかりと采配をお願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたしました。

御質問は移住定住政策をどのように考えておるか、どのように組み立てておるかという御質問だと思います。

（「違います」と言う者あり）

町長（中 淳志君） なぜ基本的な方針がきちんと予算に上がっていないのかということでもろしいでしょうか。

（「質問しましたやん、反問ですか、反問権ないでしょう」「議長、進行なんで、今のところ」「反問ですか、議長ちゃんと采配してくださいよ」と言う者あり）

議長（大倉 博君） ちょっと待ってください。町長に答弁してもらいます。

（「町長の答弁違います。僕に対して反問していますよ」「今の進行は駄目なら駄目ということ言ってくれたらいい」「何をもって予算を提出されているんです、これ。なぜ答えられないんですか。何で予算化したんですか、何で答えられないんですか。かなり丁寧に聞きましたよ、僕」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） すみません。

副町長のほうから答弁させていただきます。よろしくお願いします。

（「何で答弁できんのに手挙げられたんですか、おかしいですやんか」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 副町長。

（「議長、ちゃんと采配してくださいよ」と言う者あり）

副町長（青柳良明君） 町長の答弁に関しまして補足説明をしろということで。

（「補足なんですか、おかしいじゃないですか。何も答えていないのに補足とは何なんですか」と言う者あり）

副町長（青柳良明君） 町長の答弁に関しまして、私のほうで代わりに答弁ということで指示がありました。説明をさせていただきます。

先ほど坂本議員より、サテライトあるいは移住定住プラザ、お試しプラザ等の予算に関して収入の分が非常に少ない、それに関して支出が多い、バランスが悪い、そしてそういったものをどのように移住あるいは定住促進といったようなものに取り組んでいくのかということについて、予算をどういうふう組み立てていくのか。なぜそういうふうな取組を予算の

中でしようとしているのか、予算として上がっていないのはなぜかというような御質問であったと思っております。

現在のところ、移住に関しまして、例えば今年度空き家といったものを重点的にやりながら、移住の呼びかけをし、そして空き家ができる提供体制、そして流れをくんでいながら、相談業務等も含めて一連の窓口を商工観光課に一本化をして、そういった中のニーズに応じて、例えばお試し住宅に住みたいといった方を誘導していく、そういうような流れを組み立てていこうということを考えております。ただ、やはり移住あるいは定住といったようなものが縦割りの行政の中で簡単にできるものじゃございません。したがって、庁内の中で保健福祉の子育て等の支援策を含めて総合的にやっていかなければ、移住を考えておられる方々に関して適切な情報提供あるいはサービスの提供はできないということもございまして、全庁的な体制も組んでやっていこうというふうに考えております。

また、サテライトでございますけれども、利用者が少ないといったことに関しましては、先ほどワーケーションあるいはコロナの時流の中で、もっと打って出るべきということがございました。全くそのとおりでございます。相楽の東部未来づくりセンターのほうでも予算化していただいておりますが、私たちのほうもそれと呼応できるように積極的な取組をやっていこうというふうに考えているところでございます。具体的にアクションを起こしていくということはこれからでございますが、数多くの方々に笠置町が持っているコロナ禍の厳しい状況の中で、環境の優位性等をアピールさせていただきながら、サテライトに積極的な誘致をしていくということで動きをつくってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） どうぞ。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕の質問は、どうやって予算を立てられたんですかという質問ですよ。ここに書いてあるんですよ。移住定住促進プロジェクトの設置と、目的とか目標がないのにプロジェクトが今あるんですか、ないんですかと。それに基づいて予算書をつくったと言うてはるわけですよ、今回、行政側は。今回提出された当初予算の中で参考資料、参考資料なんですかね。資料として提出していただいたのは、笠置町令和3年度当初予算の基本方針と重点推進分野についてと、重点推進分野と書かれておる。その中で主要事業調書というものをいただきまして、この当初予算を僕らは審議させていただくと。その中で歳入と歳出が一切数字としてバランスが悪いと。これもう何年もやっている継続事業であると。にもかかわらず、この基本方針と重点推進分野に書かれていることについて何ら町の中で検討がされていない、議論がされ

ていない。でもプロジェクトはここから進みます、設置しますと、断言できる。どうやって予算を立てたんですかと、僕は質問したつもりでございます。できない理由を聞いているわけではありません。どうやって予算編成がなされたのか、数字として表せたのか、そこをお答えいただきたい。

元来、この予算というものは、普通に考えれば、選挙でいうマニフェストでございます。その中で基本方針を策定されて、事業調書を出されて、数字化してある。できるんでしょうね。でも笠置の夢や希望がどこに入っているのかという質問をしたときに一切お答えいただけない、それが先日からの委員会の流れであります。どうやってこの予算を組まれたんでしょうか、そこを本当に聞きたい。この予算の目的はどこにあるのか。

町長は、先日の予算、自分の給与を削るとおっしゃられておりますが、ここの歳入歳出がぴんどこないのはなぜなのでしょう。なぜ入が増えないのか、出ばかり当たり前に出してくるのか。町長は意思表示、自分の報酬を削る、何かバランスがおかしくないですか、笠置町の予算。執行部側どう思いますか、どうやって予算を立てたんですか、僕の質問を理解していただけますでしょうか、お答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問です。

この移住定住政策に係る予算措置についての御質問というふうに理解します。

まず、歳出については、これは必要最小限の維持管理費という形になっています。歳入については、それにまだ見合っていない歳入を計上してあると、これ去年の実績に基づいた予算措置ということで、まずは御理解いただきたいと思います。

どのようにして移住定住政策を進めていくのかというお話になってきますと、これは、1つは空き家の流動化対策をまず始めないといけないと。きちんと進めていかないといけないと。始めないといけないというのは、すみません、今までもやってきたわけですが、有効的な空き家流動化の対策をまずきちんとやっていく、その後には移住定住政策をきちんとやっていくということが必要になってきますが、まずは空き家の流動化の対策を行わないといけません。このための一定の予算措置はさせていただいております。

それから、それに関連して、私広報が十分でないと申し上げていますが、笠置町の魅力をどういう形でホームページ上でアピールしていくのか、実効ある政策に結びつけていくのかということもきちんとやっていかないといけない。そのための重点推進分野について

という御説明でございます。この重点分野に書かれているような内容をきちんと住民以外の方にも示していく。笠置町に住みたいという方にも示していくということで、子育て事業でありますとか、教育の問題でありますとかというようなことをアピールしなきゃいけない。そのためには、少なくともホームページ上での情報の発信は非常に大事です。そこの部分が従来、笠置町は非常に弱かったというふうに私自身は考えています。個々の施設がどのような状況にあるのか存じていますが。

(「質問と違いますやん」「発言を議長止めてください」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 町長、どうやって予算化されているかということを質問されているから、そういうふうに答えてください。

町長(中 淳志君) 先ほど一番最初、申し上げましたとおり、予算の編成はまずは必要最小限のこの3つの施設の維持管理費を計上しております。歳入については、本年度の実績に基づいての予算編成でございます。以上です。

議長(大倉 博君) 手を挙げて。

(「質問に答えていない、これに基づいてどこが」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 手を挙げて言ってください。質問があったら手を挙げてください。

(「これ質問したら一問に入りますやん」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 西議員、どうぞ。

7番(西 昭夫君) 7番、西です。

これで僕、1問消費してしまうのは、ちょっと本意ではないんですが、坂本氏の質問には答えていないですよ。坂本氏はこれに基づいて質問もしているし、どうつながるんですか。どういう思いが入って予算立てしたんですかという質問に対して、前例、去年の収入がこれこれ、だから今年もこれぐらい立てただけだけでは、話が通らへんと思うんですよ。議長、これ僕の一問使って、これ言わなあかんことですか。議長が町長に言うべきことなんじゃないんですか。

議長(大倉 博君) 先ほど言いましたように、どうやって予算化されているかということを質問だったから、町長に答弁してもらっています。

(「だから、答弁の内容が坂本氏の趣旨に合っているかどうかは、議長が」と言う者あり)

議長(大倉 博君) それは。

(「違うんですか」と言う者あり)

議長（大倉 博君） 違うじゃなしに、どうやって予算化されたかということの質問に対して、町長は空き家流動化とか、移住定住をホームページがまだまだ足らんかったとか、答弁がありました。

（「議長は4問目で止められるわけでしょう、4問目はできないわけじゃないですやんか、それやのにちゃんとした答弁が返ってきていないのに何回も質問せなあきませんやんか、答弁が間違っていたら」「何でや。俺はどうやって予算を立てたんやと、その予算の中で説明できるはずや、ヒアリングもしているんやったら」と言う者あり）

議長（大倉 博君） だから、どうやって予算化されたかということを質問で町長は空き家とか移住定住、そういったホームページとか、そういう答弁をされているんですけども。

（「じゃ、これ参考的に言いますけれども、予算の審議に入って一つ一つ」と言う者あり）

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

この間の常任委員会での町長の発言を書いておりますので、報告させていただきます。

当然ながら全ての予算審議に入って一つ一つの予算について、ヒアリングを行っていきました。それぞれの予算の有効性についても、その中で議論をし、決定した予算でございますと、答弁されております。じゃ、その流れを説明するのが、今の僕の質問に対してのアンサーだと思う、答えだと思うんですけども、思いを聞いているんじゃないんですよ。もう実際数字として表れている中のどういった流れでこの予算がよし、分かったと。首長として、よし、来年度これでいこうと。歳入は去年の実績でよしと。歳出のほうが高いけれども、これ議員気づかへんやろうと、思わはったのかどうかは分かりませんが、なぜ前向きな入は何ぼ望んでもいいはずですよ。来年はこれぐらいにしますと。それがこの事業調書に出てくるはずじゃないんでしょうか。

出る部分に対しては事業調書をいただいています。でもこんな入を望みますという事業調書を笠置町から見たことがない。減らすことばかり、入はどう考えてんねんと。どうやって収入を上げるんですか。出るばかりじゃないですか。コロナがコロナがと。コロナをきっかけに移住した人いっぱいいますよ、世の中に。違いますか。それでも私たちの町はコロナのせいで移住も政策ができない、そういうことをおっしゃられているんですか。違うでしょう。僕はどうやってこの予算編成されたんですか。僕の質問に答えてください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。失礼いたしました。

歳入予算の編成についてのその見通しについての御質問だというふうに理解。

（「違います」と言う者あり）

町長（中 淳志君） まず、歳出予算に関しましては、必要最小限の経費の計上をさせていただいています。歳入予算については、今年度の実績に基づいた歳入予算となっております。これはあくまでも予算の編成の中で、過大な見積りを避けるためという形での予算の編成でございまして、移住定住を進めていく中で、また広報活動を進めていく中で、歳入そのものが増えていくような形での行政の進め方をさせていただこうということでありまして、決してこの利用率でいいというふうに私自身考えているわけでもございませぬし、またこの事業をどういうふうな形で盛り上げていくのか、アピールしていくのかというのは、まずはホームページ上の笠置町の魅力の発信、いろんな政策の発信というものが必要になってくると。その結果、歳入が当然ながらそれに伴って増えていくことになるであろうと。それに対しての我々努力を惜しまずにやっぴいかんとかあかんということ、しかしながら予算編成におきましては、過大な歳入の見込みというのをやるわけにはいきませぬので、まずは歳出予算は必要最小限、歳入予算については前年度並みという形での編成をさせていただいておりますが、決してそれでよいというふうに考えておるわけではございませぬ。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

この間、総合常任委員会でも当初予算についての説明会ということで、説明をしていただいています。今御指摘が、答弁といひますか、質疑の応答でもあったように、市田課長としては、事業内容について把握できていない、目的についてですね。できていないところがあるというような答弁もあったと思うんですね。これはもう率直に改善していかないとはいけないうと、それは思ひます。

それで、町長の答弁を聞いていますと、要するに具体的にどういふ策をやるかといふのは、固まっぴないんだと。ただし、これを進める必要性はあると考えると、そういうふうには読み取れるんですね。そういうふうには読むしかないと思ひます。そうであるならば、やはり本来はですよ、予算の段階でどういふ目的で何のためにしているかといふことも、きちっと固めるべきでありますし、また具体的にどういふところに働きかけたり、どういふ情報発信をするのかまで、盛り込まないとはいけないうと思ひます。ただ、繰り返されている答弁では、その回答がないということですので、それは固まっぴないんだらうと見るしか、僕

はないと考えています。

それで、問題を個々に指摘するのは、大事なことなんです、それ自体は目的じゃないと思うんです。こういう問題があるんだと、これはひどいということが目的ではなくて、その先になぜそういうことになってしまうのかという原因究明、そしてそれに対する対策をして、改善をするということこそが目指されるべきものだというふうに思うんです。この間、要するにもし目的がきちっと定まっていなくて、そこもやはり明示的に十分検討ができていなかったというのであれば、率直に認めるべきだというふうには思います。その上で原因究明と改善策こそが大事なんだということをしつかり意識して持ってもらいたい。これ予算の編成の前提となる問題ですから、直接項目のことではありませんけれども、お聞きをしています。この点については、ぜひ回答をいただきたいんです。やはり問題解決、原因の救命、そして改善こそが必要なんではないかと、この点答弁を求めます。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問にお答えいたします。

現在の移住定住政策の現状というのは、まずこれは一番最初にきちっとやっつけていかんとあかん空き家対策、空き家調査等々ですね。これがまず根底にあって、空き家の流動化を図っていく、町内の空き家の活用について考えていくということがこれまで十分でなかったということで、今年度3回にわたって、空き家の調査を町おこし協力隊に依頼してやったわけですが、まだまだ十分に空き家の調査は進んでおりません。現在四十数件のところにポスティングが入っておるわけですが、まだ空き家はかなり残っています。

そのポスティングの調査については、来年度以降も継続してやっつけていこうというふうに考えておりますが、まずそのことによって定住プラザでありますとか、お試し住宅の利用が低調だというのは、まず空き家がないと。それで笠置に住みたいと考えておられる方がたくさんおられても、住むスペース、空き家というものが行政側で提示できていないと、まずそこが最大の問題やろうというふうに考えています。十分な空き家のストックでありますとか、紹介できる物件等々についての登録が増えていけば、例えば交流スペース、サテライトオフィス、定住プラザについての利用も増えていくだろうと。

ただ、現在のところまだ具体的に登録されている物件は出てきておりません。来年度の事業で家財の搬出を進めていって、登録物件を増やしていこうという努力はしていこうと。それと同時に、笠置町の魅力、福祉政策等々も含めて、笠置町に住みやすい環境をつくった上での移住定住政策の促進というふうに考えておりますが、それにはやはりPR活動、広報活

動というのにも必要だと思いますし、誘致活動も必要やと。

ただ、先ほども申し上げておりますとおり、その一番最初の基本になるべき実質的に使える空き家の登録が今現在ございませんので、これをまず何とかしないとそこからサテライトオフィスであるとか、交流スペースであるとかの使用も増えていくでしょうと。まず、そこを何とかしなきゃいけないというふうに、私自身は考えています。

その具体的な指示というのもいたしておりますけれども、どの程度の空き家が登録されていって、利用されていくのか、活用されていくのかというのは、まだ未知数でございますので、その分についての予算に反映できるような実績は全くございませんし、見通しも立てられません。ただ、それが今のままでいいのかというと、決してそういうふうには考えていないんで、今後どれだけの実績が上げられていくのかということが核になってくるのかなというふうに考えています。

予算編成は、あくまでも今年の実績に基づいた必要最小限の歳出予算、それから本年度のサテライトオフィス等々の利用状況を算定基礎にした歳入予算の編成ということになっています。過大な見積りをするわけにはまいりませんし、だからといってこの採算が合わない、全く合っていないというのがそれでいいのかと言われると、それはそうじゃないということをはっきりしております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

町長、この事業の流れで言ったから、この事業のことについて言われたと思うんですけども、まず予算を立てる前提として、いろいろ説明会もいただき、いろんな事業での説明いただいた中で、全てではありませんけれども、やはり説明ができなかったり、これまでの実績が十分に答弁なかったものがあるわけです。本来、先ほども指摘あったように、一つ一つ有効性も検討して組んでいるという趣旨のことも言われてきた中で、もう予算を出している段階で、本当は目的であったり、これまでの実績評価であったりは、全て本来は完了しているべきではないのかというのがあくまで原則だとは思っています。だけれども、答弁を聞いている限りは、そこが十分できていないんだらうなとは思っていますよ。まず、そこをちゃんと認めていただくかどうか。

つまり、ちゃんと目的、何のためにこれをしていくのかという目的ですね。今現状が厳しいから、利用が増えて、絵に描くのは簡単だけれども、できないというのはあると思うんですよ。だけれども、例えばこの事業はこういうことを目的に、これがやったら成果とみなす

という方向性や目的というのがあると思うんですね。それが十分答弁できていないんじゃないかと。

問題は、それをただ指摘して、できていませんで終わってはいけないんじゃないかと。つまり、なぜできていないならできていないで、そうになってしまうのか。例えば職員の業務量が多過ぎてなかなか手が回っていない状況にあるのか。そうしたら業務の効率化であったり、会計任用職員を雇って、機械的な事務作業は任せるとか、そういうことの対策も必要になってくると思うんですけども、その上で、だから原因の究明ですね。十分にできていないのはなぜだろうかと。できているのであれば、もう説明いただけると思うんですが、現状できていないので、つまりできていない原因があると思うんですよ。それに対策、手だてを打って、こういう状況を改善していくということが必要なんじゃないかと。そこがまずできていないんじゃないか。だから、そういうことが必要なんじゃないか。問題がただあると、駄目ですよと、こんなじゃいけないで終わってはいけないだろうと僕は思っているんですよ。はい、できていません、ひどいですね、むちゃくちゃですねだけでは終われない問題だと思うんです。

そうじゃなくて、その先のじゃ何でこんなことになるのか、その先の前提の入り口として、やはりきちっとできていないということは、率直に認められないといけないんじゃないかと。実際に担当課長が説明できていない問題が多々あるわけですから、まずそこを認めた上で、じゃなぜできないのか。今分析できていないんであったら、そこは原因究明をしてほしいと、すべきじゃないですかという提案なんですよ、まずは。

まず、その上で、この事業でいえば何のためにやるか、まだ検討が十分ないならないで言われればいいですが、そもそもこの事業は何を目指しているのかというのがまず要りますよね、当然。もちろん、過去からやっている事業ですから、あるんですけども、理由は。何のために、そして何をもって成果とみなして、できた。これはうまくいったという基準というのも本来はあるべきだと思うんですよ。そこを言わずに編成の内訳を言われていると思うんですよ。

今なぜこの額にしたかと、直接の内訳については言われたとおり、最小限で見込んだと。でもそれは事業の目的と照らし合わせて考えて、なぜ最小限にしたのかというのがまた理由として出てこないと本来は駄目何じゃないかなと思うんですよ。当然、つまり十分な検討ができていないのに出すということは、方向性としては、これは正しいから出すということだと思うんですよ、少なくとも。今聞いていると十分な検討ができていないのに予算を上げて

いるわけですから、少なくとも検討はこれからになるけれども、やること自体は正しい、いいことだろうという前提がなかったら、そうしたら予算を取り下げるべき問題なので、やはり上げているということは、必要性はあるという判断だと思うんですね。少なくとも必要性は答弁しないといけないと思うんです。それがまたできないんだったら、またなぜかという原因究明が要るということになってくると思うんですよ。

だから、ちょっと長くなり過ぎなんで、もう終わりますけれども、まずちゃんとできていない、なぜかという原因究明をして改善をする。その上でこの事業については、予算の段階では、どこまで議論をして、どういう目的でやろうとしていて、どうなっていたのか、十分そこがないのであれば、これから検討するということでもいいですけども、答弁をいただきたいということなんです。まず、そういう意味の質問をさせていただいているんです。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 答弁がいろいろと迷走状態あるいは不十分な形で進んでおりますことを大変申し訳なく思っております。

私のほうから説明をさせていただくのは、先ほど西議員より御紹介いただきました笠置町令和3年度当初予算の基本方針と重点推進分野、これをまずはこれまでどの方向へ政策が向かうのかといったようなものが漠然としていたものを、例えば3次の総計では3つの政策の柱が立っておりました。その中に埋もれていたような事業を引き出しながら、時代の潮流、必要な事業等をもう一度掘り起こして、そして笠置町としておよそ7つの項目で施策を推進していくべきであろうと、将来的にと。ただ、これは3年度の予算に関してということでございますので、少なくともその方向へ向けるように、3年度の予算編成をしていこうということを立てさせていただきました。

その上で各課の事業といったようなものをヒアリングさせていただき、各課の事業ヒアリングの中で、できるだけこういった方向付に沿っていくように、ヒアリングでアドバイスをしたり、また修正をしたりといったような作業はさせていただきましたが、十分にそこが究極の方向性としてきっちりとそこへ行けるというような中身で固まったものばかりじゃないのも実は事実です。ただ、その方向で行こうということに関しての総合的な判断というものには間違いはないということで予算の編成をさせていただき、各様々な課から上がってくるものを一つ一つこういう重点事項の中のどこに結びつけていくのかということに、最終的にはまとめをさせていただいたというような流れで予算編成をさせていただきました。

したがって、各課あるいは全庁的にどういう方向へ向かっていくのかに関しては、これを

一つのよりどころとさせていただいて、各課の事業予算といったようなものを単に積み上げた予算だということじゃなくて、こういう方向づけに行く予算になるということで、それを十分踏まえた上で、予算執行に当たらせていただきたいというような流れで、本年度の予算を作成させていただいたということでございます。十分な検証ができていないのではないかと御指摘があれば、そこはその御指摘に従って、我々も改めてもう一度予算の中身をそれに沿うようにしっかりと分析もしていかなければならないと思っております。現段階でその方向へ向かう予算としての必要性というのは、十分あると考えておりますので、進めさせていただきたいというのが執行部の考え方でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

もう端的に、何を求めているかだけ言います。十分な検討がされていないということは、僕はそういう判断をしています。なので、この原因究明と解決策をしっかり町として取り組んでいただく。そして、第一義的に予算の編成、責任は当然町にあるんですが、そして具体的な中身も出てからじゃないと分からないんですけれども、議員としては、私自身としてはですけれども、住民の方の不利益、利益に関わる問題である事業というのが多々あると思うんです。この出た時点だけの問題じゃなくて、それまで1年間もあるし、数年間のこともあります。私自身もこの内容をいいものに仕立て上げて、住民のできる限り利益に資するようにしていきたいと思っているわけです。

町がちゃんと原因の究明と対策をしていただく、そしてその情報を私にも提供いただいたり、共有していただいて、解決策を具体的に打っていけるようなまた私も提案できるような方向にしたいということなんです。そういうことでどう思われますかと、このことに対してどう取り組まれていきますかというのを一番聞いて、お答えいただきたいことだったので、お願いをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問、そして御指摘にお答えさせていただきます。

本当に十分な説明がこの間、できていなかったということについては、やはり我々としても問題認識を持たなければならない。それがどういったところに原因があるのかにつきましては、予算の編成のプロセス、仕組みといったようなものを根本的に見直していくということで、原因究明、そして対策、対策というのは坂本議員もおっしゃっておられたように、バ

ランスの悪い予算が何でできてしまうのか、そこはなぜなのかというようなところを根本的に私たちの予算編成の発想そのものを変えていかなければならない時期に来ているのかもしれない。

そういうところを踏まえて、私たちがどういう対策を取れるのか、これはもう真剣に考えさせていただきます。原因といたしましては、端的に申し上げますと、言い訳がましくなるんですが、時間がやはり十分取れずに、十分な議論もできなかったというのが原因でございます。しかし、それを言い訳にはできませんので、住民の方々にしっかりとこの予算が町のために住民の方のためにこう役に立つんだという議論をきちっとさせていただく時間の確保、そして予算編成の仕組みの中で、各課から出てくるものに関しましてトータルで歳入歳出のバランスやら考え方、そしてしいていけばもっと意欲的に自分たちがこう取り組みたいんだというモチベーションを高めていけるような予算編成の議論といったようなものをしなければならぬというふうに考えておりますので、今の御質問にきちっとお答えできたかどうか分かりませんが、原因ということと、それから対策ということで私どものほうの意思表示といいますか、それをさせていただきたいと思っております。

その上で、また様々な御指摘、御指導をいただければというふうに思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

この交流施設の維持管理の中で、修繕費用を組まれていましたけれども、どういったものが修繕必要なのか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今すぐにこれを修繕しなければならないといったような形で決まっているものではないです。1年間を通じまして、利用されるに当たりまして、何らかの設備の故障等、生じてくる可能性が十分ございます。そういったものに備えての修繕費の計上をさせていただいておるところでございますので、御理解をお願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長、もう僕が100点、望んでいたぐらいの答えなんです。これは何でやというと、僕は修繕箇所、ここしたほうがいいんじゃないのを知っているわけですよ。じゃこ

の交流施設、サテライトオフィス、東部区にあります。担当の課の子とも僕一緒に行ったので、その子は知っているはずですよ。ドアめちやくちや開けにくいんですよ、めちやくちや重たいんですよ。女性が利用しようと思ったら、女性1人やと開かへんかもしれんぐらい重たいんですよ。これ何で僕知っていて、担当課も首長さんも知らへんの。何ヒアリングしているの、何で修繕費組めているの、意味が分かりませんとなるんですよ。それなのに修繕費上げて、利用促進するいうて、これ議会を軽視しているのか、ばかにしているのか、何で知らないんですかと。来年度の予算を組むときに何ヒアリングしたんですかととなるじゃないですか。僕知っているんですもん、1回行っただけですよ。びっくりするぐらい重たいんですよ、引き戸が。

修繕費用を組まれていて、それ答えられへんと何でなんですかと。何で把握されていないんですか。担当課から上がってきていないから、担当課のせい。ヒアリングは何をされたんですか。これいじめているわけじゃないんですよ。全て事実を話しているんですよ。根拠は何なんですかと、修繕費を立てた。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。そういった事実があるということでございましたので、早急にそちらのほうの対応のほうをさせていただきたいと思います。正直申し上げまして、そういった報告がきちっと上がっていなかったということで、その目的といった形でお答えできなかったということにつきまして大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕、答えられないのが悪いんじゃないくて、組織としてどういう体制で仕事が行なわれているのかという話をしているのが多分本質なんですよ、課長。課長が知らないことがあかんとか、町長が知らないことがあかんとか、そういう話じゃないんですよ。情報が無いのに予算が立てられていること、確実に職員は知っていること、僕がああときに行っているのもその子も知っていますね、鍵を受け取っているんで。それなら例えばどうでしたか、最近サテライトオフィスと、一言いただければ感想も述べられるし、ちょっと気になったわというアドバイスもできると。先ほど向出さんもそういう話をされていたと思うんですよ。組織として大丈夫なんですかと、そうでしょう。

僕言っていること、おかしいですか。でも予算はこうやって出てくるわけじゃないですか、来年度こうしたいんですと言うて。でも、中身がどこにあるんですかと、問われたときに、答えられないわけですよ。去年と同じ最低限の経費上げさせていただきましたみたいな答弁をされますが、いやいやと、ほんまに必要なんですかと問われたときに答えられないじゃないですか、一つ一つ。何を僕たち信じて起立をすればいいんですか。誰を信じればいいんですか。基本方針はあやふやや現状は知らん、でも数字ははまる、去年と同じようにと。笠置は去年と同じように14億ぐらいの当初予算を組んでいけば担保できるんですか、できないじゃないですか。

僕たちはあと何年住み続けられるんですか、この町に。住みたい人、住みたい人を応援するまちづくりとここに書いてくれたじゃないですか。じゃ、どうやって僕らの安心、安全を担保してくれるんですか、行政側は。でたらめじゃないですか、この予算。

何で一議員が知っている情報を行政マンが知らないんですか。必要なところがあれば、今課長おっしゃってくれたじゃないですか、やらなあかんのですよ、使うんやったら、使う気ないということじゃないですか。メッキは剥がれるんですって。答えてくださいよ、誰か。なぜそういう組織になっているんですか。どこ目指しているんですか。これうそですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

私、サテライトオフィスにしばらく行っていないので、現況がどうなっているのか、戸が開きにくいのかどうかということについては、承知しておりません。

それぞれの町の施設には、担当の管理者というものが必ずおるはずなので、そこからの報告というものが上がってこない。上がってこないのがなぜかと言われると、それは私にもよく分かりませんが、報告を怠っているのか、認識していないのか、それ私にはちょっと分かりません。職員の誰かが気づいて例えば瓦が落ちていたりとか、といがゆがんでいたりとかいうような報告があれば、すぐ直すように指示はいたしておりますが、そのサテライトオフィスの正面玄関の引き戸やと思うんですけれども、それが非常に開きにくいということについては、了知しておりませんでした。早急に対応をさせていただきます。

どのように今後管理していくのか、体制の問題ではないのかということですが、それぞれ個々の職員の意識というものをもっと上げていかないといけないのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕は簡単に言いますけれども、町長、個々の職員の意識を上げていかなあかんとは言われましたが、意識を上げていかんとあかんのは町長の意識やと思います。トップが意識上がらへんのに個々の職員の意識が上がるとは思いません。そもそも個々職員は結構一生懸命やっではるんで、見れてないのかも分からないですよ。その辺はもうちょっと気をつけて発言されたほうがいいのではないかと思います。答弁はいいです。

議長（大倉 博君） 時間もあれですので、質疑、次は1時15分からにしたいと思います。

1時15分まで休憩。

休 憩 午後0時14分

再 開 午後1時15分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑ありませんか。杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

主要事業調書というもので、16ページ、住宅のバリアフリーということと、耐震が2つあるんです。耐震とバリアフリーと。バリアフリーと耐震は一緒のものやと思うんですけども、今期は何件ぐらいしてくれるのということと。それで、その後まだ幾ら残っているのか、それちょっと説明願います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 杉岡議員の御質問に答えたいと思います。

町営住宅の耐震とバリアフリーの件数でございます。これはあくまでも令和3年度の予定ということでお聞きいただきたいと思います。耐震につきましては1棟分を予定しております。残りは有市住宅で3棟ございます。バリアフリーにつきましては3件というんですか、3件を予定しております。残りにつきましては現在お住まいになられているところでは7戸ございます。空きにつきましては13戸ということになっておりますけれども、現在住まわれているところでは7戸のバリアフリーが残っております。以上でございます。

（「また同じことを言わなくていい、1棟はどこ」と言う者あり）

建設産業課長（石川久仁洋君） そうですね。1団となった1棟になります。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

令和3年の事業ということなんで、令和3年にするという石川さんはもう今度先にくぎを

刺したような感じするんやけれども、それと今町営住宅のお風呂といろんなところ直してくれるけれども、水洗化というのは全然頭にないか。それと、一番最初造った、あれもう50年近くなるのかな。あそこを潰して、あそこに浄化槽を備えるとかいう計画自体は課長どうなんですか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 杉岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、3年度と言わせていただきましたのは、今現在浴室改修を繰越事業で行っておるところでございます。そして耐震のほうは繰り越して、今浴室改修を行っておりますので、一緒に浴室と耐震を同じ場所を実施することはできませんので、浴室が終わってから耐震改修に入るということで、年度を繰り越しての実施となってきます。したがって、この事業もそういった流れから、また繰り越しての実施というのがこれまでの流れになりますので、そういった面で3年度の予算としてはというお答えをさせていただきました。その点だけは御理解いただきたいと思います。

あと、有市住宅の水洗化についてでございますけれども、今いろんな構想は持っております。その中に水洗化というの大きなテーマであるなというふうに感じております。そうした中で、長寿命化計画の更新ということは今着手しているところであるんですけども、そういった中で水洗化というのをいかに織り込んでいくかということで、具体的な計画に織り込んだ中で進めていければというふうな中で今検討しているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

今3問目ですので、違うことを質問します。4問目はいけないので、そのところ御理解願いたいと思います。

78ページ、林道これは切山と三国といつもここ言われるんですけども、野田林道は全然名前が上がってこないんですわ。同じ林道でも野田林道をやってもらわんと、あの中身について、課長視察に行かれたことありますか。すごく荒れていますよ。木の倒木はすごいし、これも1つの林道やから、そのところ行って整備しますというようなことありませんか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 杉岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

林道維持の委託料というので組んでいますのは、林道の除草作業でございます。その中で

林道切山線、三国越線、横川線、それから野田線も含んでおります。あくまでも今回上げておりますのは除草でございます。議員言われるように、林道の整備、私も行かせていただいておりますけれども、かなり路面のほうが傷んでおったり、倒木等もあつたりということで、状況は把握しておるところなんですけれども、現在路面の整備等については、財源もないことから、その点につきましては今のところ考えていないという状況でございます。整備できていない状況というのは、十分把握しておるところでございますし、ほかの林道につきましても、路面の状態が非常に悪いことは、十分認識しておるところでございます。御通行のといえますか、利用されている方には、大変御迷惑かけていることかと思っておりますけれども、最低限の維持は職員のほうでも対応させていただきたいと思っておりますので、また何かありましたらよろしく申し上げます。以上でございます。

4番（杉岡義信君） 議長、3回ですので、これで終わります。ありがとうございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうしたら、52ページの笠置いこいの館の管理運営費のことでお伺いしたいと思います。

今回1,863万4,000円が計上されておりますが、いこいの館の件につきましては、今まで何も説明がなかったのかな、議論がなかったのかなと思うんですが、以前、町長のほうが京都府のほうに意見を伺っているというふうなことおっしゃっていたかと思えます。財政厳しい笠置町ですね。町長がその10分の1の給与をカットするとまでおっしゃっていたんですが、この1,863万4,000円は、かなり笠置町にとっては大きな額と思うんですが、このあたり笠置いこいの館をどう考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

いこいの館を将来的にどうしていくのかということでございますが、マスタープランといえますか、御提案をさせていただき資料の準備は一度何人かの議員さん、議長さん、副議長さん、委員長さん、副委員長さんに提示させていただきましたが、あまりにも内容が多岐にわたってくる内容になります。かなりの長期間大きな赤字を抱えておりました。指定管理に移してもそうそう状況は変わらないということなんで、根本的な運営コスト、それから歳入のどうやって増やしていくのかということを考えていかないとなかなか難しいと。

ただし、最終年度に至るまでというか、開業していた間、一番少なくとも6万人ぐらいの

入り込み客があったということです。ざっと2,000万円程度の赤字が出ていたということなんで、人数に直すと2万人の入り込み客を増やすことができれば、少なくとも温浴部分の赤字はプラマイゼロになると。ただし、これでは将来にわたるメンテナンス費用、機材の更新でありますとかいうことも含めてそれはなかなか難しいと。

解決策といたしましては、広域連携による入湯者数といいますか、笠置の観光者数を少しずつ積み上げていくしかないのかなというふうに考えています。その方策については、観光行政全般を見直さないとなかなか難しいということで、広域連携、広域観光の観点からこの場所で何千人、この場所で何千人という形で積み上げていって、将来的には黒字に転換していくというような方向が望ましいのかなというふうには考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

いこいの館をただ開けておくだけで、1,800万円毎年かかるということでしたら、町民の方にもなかなか説明がつかないと思うんです。それであつたら閉館をしまえというような意見もあるかと思しますので、そのあたりちゃんと町民の方に説明をされるべきだと思いますが、またこれもいつまでするということ、だらだらしていたら駄目だと思いますので、ある程度期限を切ってしていただく必要があるのかなと思しますので、またよろしくお願いたします。質問3問までということですので、次の質問に移ります。

54ページの地域おこし企業人の事業でございます。ここで2,640万円が計上されております。4名の方を受入れておられると思うんですが、1名当たり660万円ということになります。住民の方からも地域おこし企業人の方が何をされているのか分からないという意見がされておる中、この2,640万円というのは大金であると思います。こういった方の検証とかいうことはどうされているのか。また企業人以外にも地域おこし協力隊の方がおられます。こういった取組、活動状況が全く分からない中、こういった検証をされて、今回予算計上されているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域おこし企業人、来年度からは制度の名前が変わりまして、地域活性化企業人という名前に変わります。私どもが導入を始めてもう3年になるわけでございますけれども、基本的には企業に籍を置いていただきまして、町の課題解決のために専門的な力量を使って様々な

ことに取り組んでいただくということでお越しをいただいております。現在4名の方が活躍されておられまして、令和2年度取組の状況といたしまして、私どもが検証といいますか、確認させていただく範囲では、お越しいただいた成果というのは出ていると。

具体的に例えば申し上げますと、商店街のやはり活性化といったような商工業の振興に貢献をいただいている。例えば商店街で空いている使われていなかった古民家であったりあるいは昔旅館をされていたようなところをもう一度使えるような形にし、そこにこれから観光振興するために必要な地域商社といいますか、旅行商品を販売できるあるいはそういったことをコーディネートできる商社を設立いただきました。そこは一つ笠置がこれから観光面で、実務で打って出る大変大きな武器になるだろうというふうに考えております。

さらに、私ども自主財源が大変乏しいございます。これまでのやはり財政の中で笠置町が自由に投資できるお金というのが大変少なかった中に、返礼品つきのふるさと納税というのを京都府で最後でございましたけれども、地域おこし企業人の力添えによりまして、ようやくスタートを切ることができました。これも始まったばかりでございますので、年間200万円程度の寄附金をやはり何千万円単位というところまで伸ばしていかなければいつまでたっても自主財源を確保するという、行財政改革の一助とならないということで、笠置町役場の中で現在プロジェクトを実施し、そのプロジェクトの中に企業の方がリーダーとなっていて返礼品の開発、そしてふるさと納税をどうプロモーションしたらよいのかというような活動もしていただいているのが現状でございます。

さらに、商工会の方々を中心とし、そういった方々に返礼品あるいはサービスの提供といったことの掘り起こしをかけていただいて、今これからの返礼品を充実させていただくというアクションに取り組んでいただいております。

その他、大学からのインターンシップの受入れに当たっては、地域おこし企業人の方が笠置町のフィールドワークであったり、それから笠置町で取り組まれている様々な事業に体験的に大学生の方を連れていくようなそういったこともしていただき、昨年度から本年度にかけて2か年、このインターンシップに関しましては大変重要な役割を果たしていただき、継続をいただいております。当該大学からは来年度も引き続きやっていただきたいと、高い評価をいただいております。当該大学からは来年度も引き続きやっていただきたいと、高い評価をいただいております。

その他言い出すと切りがないんですが、やはり企業人の方々は専門的なスキルとともに、企業という大きな舞台の背景にお客様がたくさんいらっしゃいます。あるいはネットワークもたくさんお持ちでございます。そういった方々に笠置に目を向けていただく、そういった

ところを企業にお戻りいただいて、おやりいただいているということも大変私たち大きなお力添えをいただいております。何より4名の方に来ていただいている、そのバックにある企業が笠置を信頼いただいているということが私たちにとって大きな励みになり、また町民の方々にもそういったことをしっかりお伝えしていかなければならないと考えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうしたら企業人の方につきましては、専門的なスキル等を活用していただきまして、今後とも返礼品の掘り起こし、または充実に寄与していただきますようによろしく願いいたします。

それでは、54ページの木造住宅の耐震改修事業の175万2,000円が計上されておりますが、これはどういった事業でいつからある事業のものなのか、また実績はどうなっているのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

防災事業の中の木造住宅の耐震改修事業ということで、どういった事業内容かということですが、事業内容につきましては、大きく4つございます。まず、市町村が木造住宅耐震診断士を派遣するという事業です。これにつきましては費用5万5,000円のうち5万2,000円を補助、国・府と町の補助がございます。

次に2番目が改修設計及び改修工事に要する費用の4分の3、これにつきましては最高100万円でございますが、その補助がございます。

3つ目が簡易改修設計及び簡易改修工事に要する費用の4分の3、これにつきましては最高40万円の補助となります。また、耐震シェルターを設置する場合のそれに要する費用の4分の3、これにつきましては最高30万円の補助となりますが、そういったことになっております。

実績でございますが、昨年度につきましては応募期間内に申請というものはなかったものでございます。また、いつからかということにつきましては、申し訳ないです、手持ちに資料がございませんので、また調べまして報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） もうええのかな。田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

36 ページの府補助金で緑の公共事業補助金 16 万 6,000 円、豊かな森を育てる府民税市町村交付金 138 万 4,000 円と上がっていますが、これは使用目的先は限定されておりますか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

補助金の使途についての質問でございます。緑の公共事業補助金につきましては、有害鳥獣活動のほうに活用させていただいております。猟友会の委託費でありますとか、捕獲計画、防除計画の策定業務、それから狩猟の共済費のほうに活用させていただいております。

また、豊かな森を育てる府民税市町村交付金につきましては、笠置町では高齢級間伐の補助金として活用させていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

たしか豊かな森を育てる府民税市町村交付金というのは、森林税ですね。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、京都府民税のほうから徴収されたものをいただいております。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

たしか森林税というのは、税を始めたとき、各都道府県のところで、場所によったら森がないので、使うところが、目的が森林に関係ないので、使われてもいいというのが各都道府県で確定したというより、大まかに認められた補助金や思うんですけども、笠置町の場合はこの補助金をどこに、例えば事業調書の 10 ページの森林計画管理事業費で、新規で町単独で 200 万円と上がっていますやんか。そこに放り込んだとかいうことはないんですか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの説明でもさせていただきましたけれども、豊かな森を育てる府民税市町村交付金につきましては、予算書でいいます森林対策事業の負担金補助及び交付金の中で 200 万円を予算計上いたしまして、先ほども申し上げました高齢級間伐のほうに活用させていただ

て、それに充当しております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

予算書79ページ、観光費で観光事業負担金補助及び交付金288万4,000円のうちの観光笠置に対する90万円の予算のことでお聞きします。これ目的と積算根拠、それと今年、今年度の分が幾ら執行されたか、お聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光笠置への補助金の支出の目的でございますが、地域の観光振興に関する事業に取り組んでいただいている団体への補助金として計上させていただいているものでございます。

90万円という積算根拠につきましては、特に用途を指定したものではございませんので、観光笠置の一般会計の財源として充当していただいているということで、事務所の維持経費でありますとか、通年の観光事業などの補助として90万円という形で計上させていただいているところでございます。

令和2年度につきましては、既に補助金を交付申請いただいております、交付決定をさせていただいたところでございます。90万円の補助を支出済みでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ町長、補助金というのは、別に出すのが悪いと言っているわけではないんですが、その必要性があるのかというのを聞きたいんですが、町長の発言でこの予算に対して重要性は議論した。さっきから何回も出ている文言ですが、重要性は議論した。一方で本来これだけの予算がついてあっても、それについて何らかの理由があつてついていたのであろう。ただし、そのまま支出するわけではないという答弁がありました。今年もそのまま90万円出しておられるわけですね。前回の説明会で質問したときに全額出すかどうかは、そのとき決めると言うてはったんですが、何か整合性がないような気がするんですが、町長どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

恐らく昨年7月やったかと思いますが、観光笠置に対する補助金90万円が支出されていたというふうに思います。ちょっと日が間違っていたらごめんなさい。令和2年度分の予算の90万円は執行されております。令和3年度の予算の執行に当たっては、補助金というのは基本的に予算の範囲内で執行するという事になってまいりますので、令和3年度につきましては改めて補助金の金額についても、決算状況を見ながら精査させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 立って質問したら質問1問に入るわけでしょう。答えていないですよ。

整合性がないの違う、町長の発言に対して整合性がない違うんですかというところは答えていないですよ。

議長（大倉 博君） どうですか、町長。

町長（中 淳志君） 整合性があるのかないのかというお話ですけれども、補助金の基本的な性格として、当該年度の補助金申請額というのは精査させていただいた上で、執行するという形になっております。令和3年度につきましては、非常に財政事情も厳しいことから、改めて予算の範囲内でどの程度執行するのか、それについてはまた決めていくということになってくるかと思えます。整合性があるのかないのかということですが、予算そのものは新規事業ではございませんので、継続事業ということで前年並みの予算を計上しております。そのことについて改めて補助金申請が出てまいりました段階で、内容の審査をさせていただくということですので、整合性がないということではないというふうに認識しております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ目的は観光振興ですよ。たしか河原の占用許可を観光笠置と結んでいる中に、たしか収益から観光のほうに使うというふうな一文が入っていたと思います。そもそも黒字団体ですよ。まして収益の中から観光事業に使うという一文が入っていたと思うんですが、それで何でこの90万円、それも用途を指定していない90万円を支出するのかは、ちょっと疑問に思うんですが、そもそも令和3年度は見直す、じゃ今年度は見なかったんですか。そもそも町長、財政がそんなに豊かではないのは御存じやっただけですよ。発言の中に前年度はついてたから今年度も予算をつけましたみたいなふうに受け取れるような発言がありました。何らかの理由があったということですから、そのまま今回の議案に上程しています

という発言がありました。そもそも重要性は議論したということと合わないですね、誰が聞いたって。去年書いてあったから今年も上げていますねん、でも重要性は議論しました、どこなんですか。そうでしょう。

この前の発言を見直していたんですが、あと財政節度の見直しはこの議会が終わってから組織を立ち上げると言っはるんですよ。この予算、ちゃんとできていないけれども、何とか通してくれということですか。そういうふうにはしか聞こえないんですけども、この前の個別のときでもそう言うてはりましたよ。現状を申出て、これ予算出し直さったらええんちゃいますかと、時間がないと言われたんですよ。僕は町長は否定されましたけれども、僕は時間がないからこれ通してくれと言っているようにしか聞こえないんですよ。おかしくないですか。今年の観光笠置に出す補助金のことをピンポイントで言うてるわけではないんですよ。こういうことの発言があるから、この予算全てに対してそういうふうなやり方しかしていないのかなと思うんですよ。職員ちゃんとやっはりますよ、予算も根拠も上げて。そやけど、町長の発言で全部台なしになっているような気がするんですけども、どう思いますか、もうこれ3問目なんで、何かいっぱいいろいろ入れましたけれども、僕が納得できるように答えをください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

まず、補助金の性格でございますが、先ほど市田課長からの答弁にもございましたように、使途は決めてございませんが、基本的に観光笠置の事業の必要経費が90万円をはるかに超えているということなので、その分の補填をさせていただいていると。それについての活動費の補助をしているということでございます。補助金の性格というのは、今年度算定根拠については、歴史的な経緯もあって、金額が決められてきたということでございます。

新規事業を起こす場合の補助金の金額の査定というのは、どの程度の経費がかかるのか、どんな事業の内容になるのかということで、経費の見積りを出していただいた上での査定ということになってきますが、継続事業については、基本的には前年度の執行状況を見ながらということになってきますので、前年度の補助金が補助対象額といたしますか、それ以下の補助金であれば、基本的には前年度どおりの予算を計上するという形になります。

当然ながら、毎年、毎年どの程度の経費が必要なのかということについては、使ったのかということについては精査をするわけですが、今年、令和3年度に限っていえば、財政需要が厳しいので、どれだけの補助金を交付できるのかということについて、黒字団体について

は特にそうになってまいりますけれども、もう一度事情聴取した上での話合いで補助金の金額を決定していくようなことになるかと思えます。昨年度というか、今年度の90万円交付したことについては、対象経費が補助金額をはるかに上回っておったということなので、それについては問題ないと思えます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 僕は地域おこし企業人のことについてお聞きします。

先ほど副町長、数々の成果を得ているという話をしてあるんですけども、僕はなかなか解せへんのは、これ委員会でも質問させていただきましたが、総務課長が答えられない。担当課長が答えられない中で、今日副町長が答えられたのかなと思えますけれども、信用金庫の方がふるさと納税に携わりました。日本旅行の方が楠山荘に携わりました。KBSの松江さんがチャレンジショップをやりましたはいいですわ。来年度予算を要望されている中で、ホームページとSNS活用による情報発信、ワーケーションの推進、商工事業者ウェブ支援、まちづくり会社等支援、まあまあ盛りだくさんの内容で事業を与えられているんですけども、この間、質問させていただきました石の国のホームページ、あれが平成30年度の3月に予算が執行されているんですけども、トータルで笠置町観光プロモーション事業というもので1,490万円、こういうお金が出ているんですね。

その中のホームページ、ポスター、チラシ、パンフレット作成等で480万円のお金が使われております。こういうプロの方がホームページに携わったらどんな運用の仕方をしてくれるんだろうなど。あのホームページができたときは、初めて笠置のホームページですごいあか抜けた明るいホームページで僕も喜んだ記憶があるんですけども、今年度に限っては全然動いていないと。

この常任委員会で質問させてもらってから、またページを開いたら僕が指摘したページがなくなっているんですよ。消えているんですよ。農泊のくだりやったりとか、キャンプ場の写真やったりとかなくなっているんですよ。すぐ対応できるんやったら新しいのを上げるよという話ですよ。何でライトアップのことが書いていないんやと。何のためにつくったんですか、何のためにこれ480万円、その中のポッケ作成費用を含むと書いてあるんですけども、ポッケというのは今実働、どれぐらいの人が使われているのか。あれ2年間で多分300万円ぐらい使ったはずなんですよ、150万円、150万円。その辺の実績はどういうふうに担当課、これお金は総務課から出ていて、実行は商工観光課でされているという副町長の答弁やったと思うんですけども、来年度はどうやって活かしていかはるんで

すかね、担当課長。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

委員会のときから御指摘をいただいております石の国のホームページにつきましては、平成29年度の笠置町観光プロモーション事業として交付金を受け、整備したものであるにも関わらず、本年度ほとんど情報の更新ができておらず、有効な活用ができておりませんでした。商工観光課において、管理者としての認識が甘く、不十分な管理であったということで、おわびを申し上げたいと思います。

今後はこのようなことのないように、十分注意をした上で、企業人のノウハウを活用するなど、充実した情報発信に努めたいというふうに考えております。

令和3年度につきましても、引き続きそういった部門に非常にノウハウにたけている企業人さんがおられますので、それを積極的に活用した中で、町のホームページとはまた一味違ったような形での情報発信というものを発信できるように、精いっぱい努力のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長、前向きな答弁は分かるんですけども、これ3年目の事業でラストイヤーみたいな感じになってくると。そのときにまだ動いていない、動かせていない。これは平成30年度に始まっている事業なんですよ。おおよそ何年かかっておるねんと。5年、来年度で5年になるということです。地方創生が始まってお金が流されて、今で5年目ぐらいになってきて実用できていないと。それで笠置町は当時480万円投資したと。この予算編成は何でできたんやと思うんですよ。今年度実績がないのに。実績ないじゃないですか。これ委員会当初一番最後のSNS発信のところに花火大会の写真が貼ってあったんですよ、皆さんにも確認いただきましたけれども、それ僕が指摘したら文書は消えるんですよ。何でと。証拠隠滅なのかな思うて、おかしいないですか、普通に考えて、ページが削除されているんですよ、見れへんように。27日ぐらいからライトアップが始まるのかな、それは上がってへんねん。おかしいない、削除はできるけれども、新しい情報は出せへんねん。でも来年度また560万円この人につけてくれと頼んでんねん。

これどういうふうにヒアリングされたんですか、朝からずっと聞いているけれども、何の

意図があってこれやっているの。何で情報を消すの、まだ審議が終わっていないのに。よう分からへんねやけど、その辺の仕組みが、笠置町の。それでも平然とこれ予算化してきますやんか。どんな議論がなされて、これ消したほうがええなど、証拠は隠滅したほうがええなみたいなことをしたんですか。来年はどうしはるんですか、全部消しちゃうの。何がしたいんですか、あのホームページは。これどうせ副町長はおっしゃるでしょうよ。ほかの仕事してはりますねんと。ほなできへん仕事書かへんかったらええやん、ちやいますか。

だって、企業人が実績を上げてきたら、こうやってふるさと納税みたいに事業調書が上がってくるんでしょうよ。ここにホームページ利用促進とかでまたこうやって調書が上がってくるはずじゃないですか、5年もたっていたら。でも町長は情報発信が弱いとおっしゃる。弱いも何もしていませんやん。情報消していますやん、それで指摘されたら、どんなチームワーク、何で消すの。何がしたいの。僕もびっくりしたんですよ、確認の意味で見よう思うて。何で消えているの。知っていますか、課長、消えているの、知っていますか、総務課長知らない。課長のところからお金が出ているんですよ。その事業に対してまた560万円つけたらというて、何でそうなったん。笠置町の闇ですよ、これ。何で消せたんですか。何がしたいんですか。これやっている人まで苦しむんですよ、これ一生懸命やっている人まで。消す理由はどこにあったのか。

来年度これ当初に上げてこられたのは何でなのか。実績、実績と明るい話はしているけれども、うそですよんか説明してください。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問、御指摘にお答えさせていただきます。

まず、ホームページを現段階で更新、削除したり、また新たな情報がアップされていたりというのはなぜかということでございます。これはもう一度御指摘があった内容を商工観光の担当者と話をさせていただいて、私のほうでここは誤解を招く、こういう古い情報は削除して、新しいのに変えるべきだということを示し、改定をしたということでございます。

桜のライトアップが上がっていないというのは、誠に申し訳ございません。そういった最新の情報を上げるように指導してまいりたいと思っております。

それと、商工観光課と企業人との仕事の関係性というのを十分に私のほうが整理し切れなかったというのが一つ原因としてございます。これは本当に私の仕切りの悪さというところがあるんですけども、ホームページの管理は商工観光課がつくったものでございますし、地方創生の流れの中から来ているものでございますので、役場のほうが責任を持ってやらな

ければならない。さらにそれをどのような形で変えていくのかに対しては、役場がこういうふうに変えようというところで、専門的な例えば画像ですとか、そういういろいろなテクニックが要るものに関しては、企業人の力を借りながらやらなければならないというところで整理をさせていただきました。

しかしながら、その辺の整理をしたにもかかわらず、タイムリーな更新をしっかりとやってくださいというようなこととか、私自身が確認をするということを怠った結果、御指摘のような状況が出てきたということでございます。大変申し訳ないというふうに思っております。

現段階でこのホームページをもう一度私たちが観光のホームページとして、大きな意味で打ち出していけるように、来年度、今年度の反省を踏まえて、しっかりとしたものになりたいと考えておまして、企業の方が持っておられるITの専門的なスキルを活かしながら、タイムリーにそういった情報更新が商工観光課と企業人との連携の中でできるように、私もしっかりと管理といいますか、マネジメントをさせていただく、そういう役割で頑張らせていただきたいと思っております。いろいろと御不信の点、出てきたことに関しましては、申し訳ないと思っておりますが、来年度も引き続き石の国のホームページを活用しながら笠置町の観光の魅力を発信していきたい、そういう思いには変わりございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

副町長、上手にしゃべりはる、それは認めますわ。ただ、僕が解せんのは、ふるさと納税に関してもそうですわ、ふるさと納税が集まったのはいいですわ、その使い道はきちんと考えているのかと。お金、収益を上げて、出口をそれなら町の職員が一生懸命考えられているのかと。企業人任せになっていないのかと。基金に積立てて、貯金してどうすんねんと。出口を定めて目標80件、次の年、立てているんかと。69件を80件にしますと。きれいごと、しゃれごとは何とでも言えるんです。努力目標で予算を立てていくなという話なんですよ、これ。言うていること分かりますか。

今ふるさと納税の返礼品で集めたお金に対して、町はどんな使い方をそれならイメージしてはるのか。明確な答えはあるんですか。これには過大評価かどうか知らないけれども、80件の目標件数が入っている。さっき町長は過大評価できないんですよと。数字は過大にできないんですよと、予算上は言われているけれども、この目標は立てられるんですよ。何かといたら、関わる人間が変わったらできるんですよ。違いますか。おかしいじゃない

ですか。ほかのことでは数字立てられへんけれども、このふるさと納税で集められたお金は何に使われるのでしょうか。町は真剣に考えているのでしょうか。それをもってこの数字が出てきているのでしょうか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税、返礼品が伴うものをやり始めてようやく成果が出てきました。お金、何に使うのか、ふるさと納税にさせていただいた方々から、こういうふうなところで使ってほしいというようなお申出をいただいております。基本的にはそれに沿った使い方をすべきであろうというふうに考えております。ふるさとづくりの基金のほうに積立てをさせていただいております。ただ、これまでその基金の中から使ってきたお金により、基金が目減りしているというようなものがあって、例えば桜の植樹でありますとか、そういったところに何とかならないかというようなお声も聞いております。現在それをどうするかについて、明確な答えは出てきておりません。正直なところ、まずふるさと納税をしっかりと根づかそう、そして笠置にもこんな返礼品があるんだ、こんな品物があるんだということを多くの方に知っていただき、それを扱っていただいている商工業者の方々に何がしかの利益が出るような形にしていこうと。そして、お金は最終的にそれによって入ってくるものですけれども、そのお金の使い方に関しましては、また町民の皆様、議会の皆様と議論しながら、こういうふうに使いたいというような中で方向性を見いだしていきたいと。

今のところ、これにふるさと納税の集まったお金を使いますというような形で進んでいるわけではございません。大変そういった面では先ほど来言っておられるバランスが悪いというようなことになっているのでございますが、お金の使い道を検討するときにはぜひまたしっかりと御提案させていただき、議論もできたらなというふうに思っております。

不十分な答弁で申し訳ございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

町の商工観光が潤ったらいいという考え方やったら、ふるさと納税じゃなくていいじゃないですか。共に町も潤うと思うからふるさと納税にしたわけでしょう。違いますか。でも出口は見つけていないと。見切り発車したんやと、そこがおかしいんじゃないですかと言っているんですよ、さっきからずっと。

だってそれやったらいろんなプロモーションを打って出たらいいじゃないですか。南山城

村やったらいろんなところに売り出すことも考えているし、1個やったら3つも4つも仕事を考えてはるわけじゃないですか。違いますか。通販もあって、行商も行って、人が多く来るところに商品を置いて、ふるさと納税を何のためにしたんやと。外貨を獲得したいからやったんでしょ、町も。取りあえず基金に積み立てておいて、まだまだ議論は要るんですけど。それは言い訳としては成り立ちますよ、きれいに聞こえるから。そやけど、全部後発的にやっていることじゃないですか、世間一般と比べて。何のためにふるさと納税があるのかということを考えずに、取りあえず金を集めるためにやったんかと。いやいや、商工業者のためにと、ちょっと違うんちゃう。商工業者のためにと言いながら町の観光は全然手をつけていない。ネットだけで商工業が潤うのかと。

それはそれ、これはこれみたいな話をされるんでしょうけれども、全部点の事業じゃないですか。だから中身がどこにあるんですかと、何のためにお金を集めているんですかと、それが今から議論なされるというのはおかしいでしょうよと。事業というのは入り口があって、出口があるはずなんですよ。出口を探しながら事業をする、確かにそういうこともあるでしょうよ。じゃ、何が出口なのかということは今どれぐらい考えているということと言えなきゃいけないじゃないですか。町はどこへ進んでいるんですかと。

これは今40品目があるという中で1つの業者さんが7つとか出してくれているところもあります。4つ出してくれているところもあります。それは企業努力ですわ。これ何件の人たちがやってくれるのかを目標にしているのか、それとも商品の個数を狙っているのか、何ら示されることはないんですよ。町から僕たちに、僕に。この予算は誰のためのものなんですか。誰が潤うんですか。行政マンが行政マンとして仕事をするために予算を立てているんですか。議会要らないじゃないですか、こんなんことをしていたら。ちゃんと出口を見つけて事業をしてくださいよ。予算編成してくださいよ、何年言われるんですか、同じことを。

朝からずっと同じ質問ですよ。どうやってこの予算は立てられているんですかということ僕はずっと質問しているねん。誰一人答えへんねん。ヒアリングしたんでしょ。聞き取りしたんでしょと、吟味したんでしょ、何で出てきているんですか、何で質問に答えられないんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。何のための予算なのかと。

これも明らかに住民全体、笠置町全体のための予算でございます。当然ながら笠置町だけでなく、近隣町村との連携の中で笠置町があるわけですから、その中での予算でございます。

ふるさと納税の資金を将来的にどういうふうにするのかということですが、これ漠然とした考え方ですけれども、一定については目的を設けてのふるさと納税でございます。用途を定めていないものについては、一定我々がどのように活用していくかということを検討した上で、有効的な活用を目指していくということになるかと思えます。それは単純に笠置のためというよりも、笠置に来ていただいた方、いわゆる関係人口といいますか、観光客も含めてですけれども、そういう広い意味での笠置町のための有効活用ということを考えるべきやというふうに考えています。

例えば桜の植樹の話が出てまいりましたけれども、そういうところに使う、それは桜のほうに使ってくださいというような形であれば、そこに予算を入れるということになるかと思えます。それで十分なことができないのであれば、ふるさと納税の予算をそこにまた充当していくというか、入れていくということも考えられるかと思えます。

現在のところ、桜の植樹計画いろいろな話はしているところですが、まだ具体的な話はできておりません。申し訳ないことやと思っています。基本的にはそういうふうには予算編成を行い、ふるさと納税についてはそのように使わせていただきたいと。貴重な財源ですので、そのように考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

先ほども含めまして、これまで何度も言っていますけれども、答えられない部分が多々あると思うんですね。ただ、それは本当に改善を求めたいと思っています。しかし一方で、この予算全てが住民の不利益にかなっていないと言い切れるかどうかといえば、継続事業として様々な福祉のサービスも行っていますし、建設課の中でも災害対策や先ほどのバリアフリー化等も当然継続事業としては入っているわけですね。その上で、特に今回なんです、今まで議員にさせていただいてから福祉を後退させたこともあるんですが、そこそこ前進した政策も取られているというふうに私は評価をしているわけです。

その一つとして、新婚生活を応援する、子育て世代を応援していくということで、少子化対策、子育て支援事業というのを含まれています。ちょっといろいろ調べさせていただいてはいるんですが、周辺の近隣、村のほうに類似のものもありますけれども、それより少し前進した形のもので、なかなか近隣と比べたら評価できる、前進したものではないかというふうに思っております。

児童クラブの第 2 子の無償化もそうですね。なかなかまだ一歩ではあるとは思いますが、

こうした対策に対しての前進面があると思うんです。そうした意義について、やはりきちっと新しく盛り込んでいますから、そのあたりも説明いただきたいなと思っています。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問でございます。

結婚子育て応援住宅の事業につきましては、近隣では南山城村がやられておられます。京都府なり国なりの補助金を活用した事業なんですけれども、やはり新婚世帯、また子育て世帯、笠置町にとっては大変重要な世帯でございます。若年層の人口の少ない中、そういった世帯の方々の経済的な支援を第一の目的に、また結果的にはそれが移住定住につながっていけばということでは思っているところでございます。

放課後児童クラブの第2子以降の無償化につきましては、これはごめんなさい。2年前から行っている制度でございまして、今現在数名の方がこの対象になっていただいております。今後もこの制度につきましても続けていきたいなというところで考えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

村のほうの新婚生活の補助金はあるんですが、これは村にどちらか一方が結婚されている場合も住んでいるという条件なんです。笠置町の場合は外からでも行けるということでちょっと対象も広がって、大変工夫されたんじゃないかなと、そこら辺も思うんですね。

児童クラブについても第2子以降半額のところというのは一部あるんですが、大体五、六千円ぐらい児童クラブ、笠置町でいったら5,000円ですね。第2子は無償になるというのは、大変その世代に対しては助かる制度だと思うんです。

こういうことだけじゃなくて、もっとパッケージとして給食費の無償化、それは教育委員会のほうですけれどもやっていたり、今回は複式になるところを単年度、単式になるようにということで、笠置町単独でお金もつけてやっていくと。こういうパッケージをつくって、子育てアピールをしていくと。先ほど観光のことでアピールしていくということも言われましたけれども、こういうパッケージも含めてサイトでアップしていくということも含めて今後活用の方向というのは、どういうふうを考えておられるのか、そこも含めて答弁求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほどからの結婚、子育てに部分につきましては、正式な要綱等は今から整備という形になりますけれども、新婚世帯につきましては、双方が笠置町外から笠置町内に転入された場合については、京都府の補助金のほうも対象になるということで確認できておりますので、そういった形で運用していきたいと考えております。

また、パッケージの話でございますが、主要事業調書の中でも少子化対策、子育て支援事業ということで、4つメニューを書かせていただいております。これに限らず、いろいろな子育て支援策を交えながら、大事に子育て世帯、子育て支援を行っていききたいと思います。

また、結婚、子育てにつきましては、町外の方も転入されて、笠置に住まわれるという場合は対象になりますので、広く町外に向けても情報発信できるような形で考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

74ページの墓地管理事業ということでちょっとお伺いします。

例規集では北部区が令和2年に移転されて住所が変わっています。西部墓地はその隣にあるんですね、住所。もう1か所は、大昔の番地やと思うんです。そういう中で、横川にある西部霊園は住所がないんです。なぜ住所がないのか。

それと、北部は移転されるときに、隣に1か所あるということは認識されていると思うんです。だから、それをそのままにしておかないと、住所的には埋設許可が下りないのか、わざとそのままにしてあるのか。西部霊園は住所なくてもええわという思いでこのままにしてあるのか、そこのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

杉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

例規集、以前におっしゃっていただきましたように、北部区の移転が済んだときに改正をさせていただきました。西部区の墓地というより、火葬場の住所が北部区の土地と同じだと思うんですけれども、もちろんそこで火葬するというのであれば、届けを出していただくことは今の現状でも可能です。ちょっと年数は忘れましたが、以前にもそこで火葬されたということはあったと聞いております。

おっしゃっていただいた横川のところにある西部霊園ですけれども、すみません、以前と
いいですか、北部区の改正をするときに、その部分が入っていないことに私自身が気づい
ておりませんでして、その住所地が変わったことだけの改正を行ってしまいました。今後
管理体制とかもございまして、今年度の令和2年度の予算で例規の精査をさせていただい
ている中で、条例として今後の方向性といいますか、改正が必要だということがほかの部分
でも出てきましたので、それも含めて墓地の条例、それから火葬場の条例について、今内部で
どのように持っていくか、検討しているところです。その中に西部区の霊園のほうも追加し
ていくとか、それから管理をどうしていくのかというところを規定しなければいけないと思
っております。

決して忘れていたと、以前、整備された時点から調べていくと入っていなかったもので、
去年改正させていただいたときにすみません、そのところに気がつかなかったというところ
です。それも含めまして今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきた
いと思っております。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

ということは、これから例規集の中に西部霊園も入るということで理解してよろしいんか
な。

それと、この附竹、これは私ら小さいときに多分昔の番地やと思うんです。そういうこと
で今北部区がもう墓を撤去されましたと。隣口が焼き場というのかな、それが今はもう何十
年も使っていないんですよ。笠置町として使っていないところを何とか撤去していただいて、
これ西部霊園、横川にあるそこから埋葬許可並びにそういう許可を取れるような状態にして
ほしいと思うんですけれども、どうですか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

杉岡議員、御質問いただきました件ですけれども、今でも西部区霊園のほうへの埋葬は大
丈夫、できております。条例上に載っていないだけでして、そこらの事務処理上はきちんと
できております。

火葬場の撤去なりの話となるんですかね。そこらはちょっと今の段階では何ともできませ
んし、管理体制でありますとか、そういうところで各地区の管理していただいている団体
の方とこれからちょっとお話をさせていただいて、条例の改正に進めていきたいなという予定

でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 暫時休憩します。

45分から開始したいと思います。

休 憩 午後2時29分

再 開 午後2時44分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑はありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

予算書70ページから71ページの保育園費、保育所事業に関してお聞きします。

これ179万9,000円、前年比と比べて増えているわけですが、増えたから事業が増える、減ったから事業を減らすというわけではないんでしょうが、これ町長が言うてはった特色ある保育教育とか、何か新しい町長の思いが入ったような予算になっているんでしょうか、お答えください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

西議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

保育園費で対前年で179万9,000円増額になっております。これにつきましては主に人件費の増額によるものでございまして、71ページの笠置保育所運営事業費の479万2,000円につきましては、ほぼ前年同様の予算となっております。予算を編成する中で、町長と保育所で意見交換等はされておられますけれども、今年度予算につきましては何か新しい事業がここに含まれているといったような予算編成にはなっていないところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 町長、公約に入っていたと思うんですが、去年の12月議会でも言ったけれども、答えを待っている。4月、5月のときに言ったけれども、答えを待っている。7か月待って答えがない。僕にしたらよう待たはるなと思うんですが、これ思いが活かされていないのは何なんだろうかね。12月の議会のときでもタブレットの件を言わはりましたよね。町長がどの自治体の事例のことを言っはるのか分からないんですけども、僕は僕なりに調べたらむちゃくちゃええことが書いてあったんで、うまいこといけば先生たちの負担も減らせるようなことも書いてあったんで、ただ町長1年近くやらはって、これが来年

度に何1つ盛り込まれていないというのは、ちょっと残念なんですけど、どうですか、町長。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

確かに私も保育所のほうに伺わせてもらいまして、各職員1人ずつとお話をさせていただきました。笠置らしい特色といいますか、笠置の大自然の中で自然と触れ合うようないろいろなイベントでありますとか、そのほかにも情操教育でありますとか、その中の一つのコンテンツとして、例えばタブレット塗り絵はどうですかというようなお話とか、それからもしも絵本の読み聞かせをさせておられるということなんで、絵本をもっと買ってほしいということであるならば、予算措置はいたしますという話もしたんですけども、絵本についてはある程度の予算をいただいておりますというお返事やっただ。

タブレットについては、難しいんでしょうかねという話をされていて、例えば小学校1年生のときの教育ということを考えると、その頃の一番精神状態が発達する時期ですので、そのときに大きな差がつくという心理学でも認められていることなんで、何らかの保育所の年長者についてのタブレットの利用、それからそのほかのお子さんたちについての何らかの形での教材というものが配布できればということだったんですけども、ただいまのところ体制の問題があるのかと思いますけれども、予算に盛り込むというところまでは至っておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） なぜ反映できていないんですかという質問に、体制ができていないと思いますでは、答えにならないと思います。もう少し詳しく、これ3問目になるんやったら残念なんですけれども。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

私の指導力の至らなさといいますか、不足からできていないのかもしれませんが、子供の情操教育、お子さんの情操教育について、何らかの形での支援、財政的な出動というものは、町といたしましても、私個人といたしましても町長としてやっていきたい、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、現時点で導入は難しいということだったので、ゆっくりとまたお話を進めてさせていただきたいなというふうに考えています。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

この予算の件について、主要事業調書の3ページなんですけれども、ここで例規内容精査修正対応業務132万円というのを計上されていますね。これについてお聞きします。発注方法はどのような方法でやられたんですか。どうしてこの132万円という金額が出てきたんですか、ちょっと教えてください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

令和3年度で上げさせていただいております例規内容精査修正対応業務につきましては、令和2年度で実施しております例規内容の精査の結果を踏まえての修正業務でございます。金額の根拠につきましては、今年度精査業務の中でほとんどの条例、規則、要綱等に修正等がございます、それに対応する金額ということで予算の見積りを取った内容での予算計上となっております。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

見積りを取ったということなんですけれども、私は発注方法をどうやったんかということを知っているんですよ。令和2年を修正するということですか。また、業者に出される原稿、どのようになっているんですか。それと、精査されて修正されるページ数は何ページあるんですか、お答えください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

令和2年度の事業につきましては、例規集の全ての内容についての見直しをしていただいております。発注につきましては、例規を担っていただいております業者のほうにしております。

それから、今回上げさせていただいたのは、精査業務の中で修正をしなければいけないものについての費用ということで、予算を上げさせていただいているものでございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

私の言い方が悪かったかどうか知りませんが、見積りを取られたとき何ページあったかということを知っているんですよ。ただ、例規集を持ってきて、これで皆見ますということですか。笠置町はこれに対して発注されるときに、どこがどう間違いであるか、訂正せよなんかということは分かっているんですか。全て企業任せなんですか。この予算は言いなりですか。

それと同時に、私はこの席に座らせてもらってからずっと言っていますよ。行政について出される書類は公文書であると。それ相応のチェックをしてもらいたいと、いつも私言っていますよ。議会あるごとに訂正が出てくるんじゃないですか。まして例規集ですよ。その取組について、行政トップとしてどういう体制を取られているのか、どういうチェック方法を指導されているのか、あまりにもずさん過ぎますね。今日でもあったでしょう。説明する前に訂正があったでしょう。違うんですか。

そして、それを検査されて、例規集をつくるんですよ。例規集は点、丸、かぎ括弧、号数、一つ一つ書かれたらそれに対して議会の審議になるんですよ。そういう取組に対して、町はどのような方法でやられているのか。体制及びチェック方法の体制、これがもし業者任せだったらどうするんですか。もし、間違ったら業者が責任持って訂正してくるんですか。

それで、何回も言いますけれども、何ページあるんですか、これ。これ全部で2,663ページあるんですよ。例規集、どういう方法でやれるのか、そういうのを検討されてこの予算を出されたのか行政として、トップとして、どういう体制をつくられているのか、ちょっと教えてください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

体制は総務財政課のほうで業者から出てきた修正の内容を現在精査しているところでございます。何ページあるかという御質問ですが、膨大な量としか私はお答えできないので、正確なことについては、担当課長から御説明させていただきます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

これ何ページあるかどうか分からなくて、だから業者の言いなりですか。どうなんですか。これに対して予算を組まれた。組まれた以上は何ページあって、どういう体制でやるかということで、予算を出されたんじゃないですか。業者から言いなりにやって、これ金額が出ていますよ。この金額が正しいかどうか、どうして分かるんですか。どうしてこの金額を計上されたんか。

それと、何回も言いますが、物すごい誤字が多いでしょう。なぜ今までチェックされなかったのか。どうなんですか。こんな見たら分かるでしょう。例規集なんか一目見たら、町長うなずいていますけれども、分かるんですか、これ。一目見て分かるんですか。だったら、

これを出されたときに、2, 663ページのうち、ページ数、どこどこを直すんですか。一番簡単な方法は字の号数ですよ。あそこも直されるんですか。どうなんですか。何かはぐらせたような答弁じゃないですか。もう一度聞きますけれども、業者の言いなりですか。行政はそれに対してチェックされたんですか。チェックされてこの金額を出されたんですか。

そうなってくると、今回のこの予算ですよ、例えばの話。建設にしろ、何にしろ、みんな言いなりの予算ですか、業者の。どうなんですか、返答してくださいよ。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、上げさせていただいているのは、令和2年度での精査した結果に基づいての修正作業に対する費用でございます。令和2年度におきましては、業者のほうで例規集全てを点検させていただいて、チェックをしていただきました。そのチェックが入った例規集につきまして、各所管課に返して再度内容等の点検をしたものでございます。

何ページかといいますと、申し訳ございません。大量の多岐にわたりますので、何ページというのは、お答えはできませんけれども、その例規集のほとんどのものについてのものに何かしらのチェック等が返ってきているという状況でございます。よろしく願いいたします。

それから、度重なる文字、文言等の修正等については、誠に申し訳なく思っております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

予算書79ページ、観光費で説明、観光事業ですね。昨年度、北部区のおみこしを見られるようにという事業が、アフターコロナの観光という名目で臨時交付金を使われたかと思えます。アフターコロナの観光と言っていますけれども、来年度については花火大会もない、鍋1もないという中で、どういうふうに150万円でしたっけ、北部区のおみこしが見えるようにという、僕それは別に使ったお金に対してどうだ、こうだないんですけれども、それを今年度動かしていく気があるのか。それともこうやって夏祭りや鍋フェスが浮いたお金で、そういう観光プランを新しく考えるようなことがあるのか。どういうふうな予算が今年度観光事業には組み込まれているのか。そもそもあの北部区のおみこしを使っていく、見てもらうことを観光として考えているのか。町長は説明で何らかのと言わはったんですよ。何らかの使い方、何らかのために150万円使えるってすごいなと思って僕は聞いていたんですけども、今年度当初にそういうことは考えて、観光ビジョン何かあるんですか、課長。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本年度、予算書79ページに掲載をさせていただいております観光事業の中身といたしましては、先ほど御説明させていただきましたとおりでございます。御指摘のありました北部区のおみこしですか、それを活用した事業というものは、この予算の中には含まれておりません。

笠置町全体の観光をどのように考えているかという御質問もあったかと思えます。笠置町につきましては、以前から史跡、名勝の笠置山や木津川などの豊かな自然と史跡に恵まれた町として、多くの観光客にお越しをいただいているところでございます。また、近年のアウトドアブームによりまして、キャンプ場でありますとか、カヌー、それとボルダリングといったアクティビティーのほうも目的とした観光客の方も増加をしております。

しかしながら、商店街や旅館といったところが減少し続けているということで、過去との比較をさせていただきますと、地元の収益が上がっているとは言えないという現状かと思えます。観光入り込み客数というものの、それ自身は増加傾向にあるという中で、1人当たりの観光消費単価というものを上げる工夫などが必要ではないかなというふうには考えているところでございます。

今後、観光の町、笠置町というような形で発展になるよう目指していくということになれば、議員も以前御指摘をいただいておりますように、5年後でありますとか、10年後でありますとかというところの笠置の観光というのは一体どういうふうなものかということを見据えた中で取組を進めていくということが必要ではないかということで、今後このような取組を進めていくためには何が必要かということを検討、選別するようなおっしゃっておられるようないわゆるビジョンですかといったものの作成というものは必要になってくるかと考えておりますが、現時点では正式な計画のようなものはございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

観光ビジョンがないということですね。観光ビジョンがないと、そやけど、令和2年度の予算ではアフターコロナを観光という銘を打ってそういう事業がなされていると、これが僕には到底理解ができない。何で後の使い方も考えていないのに、そこに150万円投下ができたのか。今年度の予算が立てられたのか、皆目理解不能ですよ。何をヒアリングしたのか、

全く意味が分からない。

何でこういうふうな思いになるかといったら、今課長もおっしゃっていた史跡、名勝、笠置山、笠置山は今年690年になるということをおの間、和尚さんが僕にお話ししてくださいました。坂本君、分かるかと、今の紅葉って、これ600年のときに植えてくれはったんやと。100年前の人らの前向きな考え方、思いで、俺ら今観光させてもろうてんねんと。あと10年で700年や、次の100年に俺らは何を残せるかなと、おっしゃっておられました。

そういう声を行政側は聞いているのか、それも含めてアフターコロナの観光で北部区のおみこしを見てもらうようなことを考えて、つくったらええですよ。守るものは守ったらええ、どうやって運用するのか、次のことをイメージして、そのお金を投下されたのか、今年はそれを活かせるのか、今あるものをちょっとよくして、次の世代に渡すと、それが人として次の世代に渡していくことが一番僕はベストだと思っているんですけども、あの150万円はどう活きるのか。観光ビジョンが今ないのはなぜなのか、それでも観光事業と銘打てるのはどんな予算なのか。予算を削ったんやったら削ったで、ほかの使い道を何で考えへんのやと。

去年の夏、京都の北部の商工会青年部7つぐらいですか、5団体か7つ団体ぐらい集まって、各自治体の部ごとに商工会の青年部ごとに花火大会をやったんですよ。それ75発未満は限りなく許可が軽くなるんですよ。それで同時刻に一斉に上げた。今年、説明では警備に当たるのがオリンピックに取られるんやという話やったんですよ。創意工夫でやっている自治体なんでウン万とあると。そういう情報を取りに行けば、限られた人間で限られた予算で新しいことはできるはずなんです。今の笠置町は削っていくことばかりですよ、説明つかへんところに金が流れているんですよ。北部区をどうしたいんですか。どういった観光目的として、アフターコロナの観光で、そこで150万円投下されたんですか。何で今年度それに対して前向きな予算がついていないんですか。片や史跡名勝で一番先に出てくる笠置山には何の考え方も持っていないんですか。この10年、僕たちはどうやって生きていく、本当にこの予算って真剣味を持ってつくられたんですか。お聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございます。

笠置山690年というのは、恐らく後醍醐天皇が笠置山におこもりになってから690年

ということやと思います。創建は白鳳時代ということですので、それよりもずっと前のことになります。

北部区のおみこしの件でございます。この北部区のおみこし、これ南部区の祭礼も同じですが、あの祭礼の形態からすると、いわゆる天満の天神さんと同じ自在天の祭礼でございます。その自在天というのが一体どこに住んでおるのかといいますと、世界の中心の神話の話で申し訳ないんですけども、笠置山の須弥山の頂上に住んでいる自在天、その自在天に対する祭礼になります。南部区の祭礼は、今も青年団中心に頑張ってやっていますけども、北部区はおみこし出すだけのことはできないと。

なぜ笠置山が聖地聖山やというふうなことになってくると、そのいわれは恐らく笠置山が先ほど申しました須弥山に見立てられていたんやろうと。須弥山に見立てられていたからこそ須弥山上空の弥勒信仰が笠置にあったというような歴史的な流れになるかと思っています。

私、以前にも北部区とそれから切山の眺望ということで、観光ルートをつくりたいというようなお話をさせていただきました。それなぜかと申しますと切山区からの笠置山の眺望がインドの神話に出てくる世界の中心の山に見立てられる、そういう山の形をしておるからでございます。

予算は組んでいないということなんですが、そのお話は私あちこちでもさせていただいていますし、北部区のおみこしのところの展示のところそういう形での貼り紙をさせてもらう、なぜこういうものがあるのかと。これは笠置山の頂上に住んでいる天神さんの祭礼のものなやと。その笠置山は切山区から見ると、こういうような形に見えますよというようなことで観光ルートを1本つくりたいということでございます。以上でございます。

(「答えになっているの今ので」「回答できへんのやな」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 松本議員、どうぞ。

2番(松本俊清君) 2番、松本です。

さっき印刷の検品の話をしたんですけども、これ検品体制どのようにされているのか。私のほうでは内規の話をしたんですよ。3回したから違うページということで変えて、4ページも企業人のあの字が違うというように出ていますね。訂正されましたね。町として、例規集を作るに当たって、検品体制はどのようにされているのか、どうなんですか。坂本議員みたいにいろいろそんな余計なことじゃないんですよ。庁内の話をやっているんですから、責任ある町長としてどういうメンバーで例規集の検品体制を取られようとしているのか、説明をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

いわゆる業者のほうから上がってきた訂正見本と申しますか、訂正されてきた条例についてそれぞれの担当課できちんと確認をした上で、提出してきなさいという形での検品と申しますか、チェックというふうになっています。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、町長の答弁、皆さん聞いてもろうて分かりますか。各担当が責任を持ってやるということになっているんですよ、違うんですか。しかし、こういう公文書を出されたときに間違っている、だから私は指摘しているんですよ。課長が頼りないんですか、頼りなかったら、それをどのように指導していくかという思案があるでしょう。この責任を各課の課長に責任を押し付ける、こういうことでいいのか、もう一度検品体制どうなっているのか、人事、もうこれ発注されるんですよ、通ったら。そういう点どうなんですか。各課の課長が検品されるんですか。私は今まで指摘した、相当間違っていますよ。その都度、訂正したり、この場で訂正されたり、また内密でやられたりしているでしょう。それはみんな課長のせいですか。それだったらこういう議会で訂正されるんだったら、行政のトップとして、どういう体制でこれをなくしていくかと、その集大成が先ほど言いました内規の精査のあれですよ。見るものが見て分からないように精査してどうするんですか、そういう点、全部課長が責任あるんですか。

町長の話ですと、課長はこうでどこどこ違うているというのを分かっているんですか。この予算132万円出ていますね。各課どこが間違っているか、どこを訂正するか分かっているんですか、どうなんですか。あまりにも口先だけじゃないですか、もう一遍お聞きします。検品体制はどのようになっているんですか。メンバーはどうなっているんですか、その点ちょっと大変失礼かもしれませんが、詳しく説明してください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

令和2年度例規集に関連してでございますが、令和2年度で内容の精査業務をさせていただいて、まず例規を担っている業者で修正箇所等、間違い等の指摘がございます。それを基に各課に返しまして、その内容をチェックし、また業者のほうに返すという、その繰替えをさせていただいて、最終的に内容を精査させていただいております。その内容に基づいて

令和3年度では多岐にわたりますので、修正対応業務ということでこの予算を上げさせていただきます。

議長（大倉 博君） 松本さん。

2番（松本俊清君） 課長、もう一遍聞きますけれども、町が間違っている、訂正せんなんということを分からなくして、丸投げですか、業者から言われて、各課にそれを訂正するというような指示の出し方ですか、どうなんですか。そんなあやふやなことですか。だったら令和2年度、令和元年、どのように検品されたんですか、町は。2年度も同様に、そういうことでこれを修正されるわけでしょう。町が分からなくて、各課が分からなくて、なぜ業者が勝手に言えるんですか。私は修正されるのはいいですよ。それに対する体制はどうなっているのかということをお聞きも聞いているでしょう。検品体制、発注される時に何ページどこを訂正してほしいということを発言してから注文するんじゃないですか。発注方法はどのようになっているんですか、元へ戻りますよ、こんなん。全然これが直っていないじゃないですか、議会あるごとに常にこれは言うていますよ。

それで、町長の回答では精査していますと。どこを精査しているんですか。字が読めないんですか。まして今回はこういう書類じゃないですよ。例規集ですよ。それ相応に腹をくくって検討してやってもらわないことに困るんですよ。そういう体制はどのようになっているかということをお聞きは町長に聞いているんですよ。どうなんですか。例規集を出されて、検品体制はどうなっているか、できていなかったらできていないでいいんですよ、これからつくるでいいんですよ。違うんですか、どうなっているんですか、企業の言いなりですか、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員さんの御質問でございます。

あまりにも訂正箇所が多い、つまりいつからか分かりません。かなり長い間の時間の間にいろんなところで間違いが積み重なっているんだと思われまます。例えば「または」とか「もしくは」とかそれから「及び」とか「並びに」とか、そういう言葉の使い方、これ法制執務に関することでございますが、それから御指摘のありました文字のポイント、それから十分に附則であるとか、附票が全部そろっていないというようなことも含めまして、かなりの部分でいろんなところで間違いなり、問題が生じそうな場所等々が生じているんだと思います。

実際私は担当したことがないんですが、かなりの時間をかけて問題箇所の洗い出し、それ

から修正という作業をしないといけません。そのためには、法制執務に熟知した業者のほうが好ましいと。恐らくは全部直し切れないやろうということで、いわゆるひな形のようなものがあるわけですが、そういう標準のひな形のようなものから笠置の例規集を見直していただいて、それで全文のチェックをしていただいたと。その結果、物すごく大量のものが出てきたということで、その内容について明らかな間違い、それからこれでいいのかという確認、そういうものがいろいろ出てまいります。言うてみたらレベル1からレベル5までいろんな段階の訂正箇所、指摘箇所というのがあるんだと思います。

その指摘箇所について、どこがやるんかと、どこがチェックするんやということなんですけれども、それもあまりにも細部にわたっておりますんで、それは担当各課のほうでチェックしていただくと。最終的にそれを取りまとめた上で、全体の修正をやってもらうというやり方しかなかったんだと思います。

私も幾つか条例を読んでいて、これは訂正せなあかんよねという条例を見つけております。それを全部の条例について隅から隅まで精査してというのは、少人数のチームではとてもじゃないけれども、できないと思われまます。そういうことで業者に依頼したということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員、ほかの質問ですか。もう申し訳ないけれども、3回どころか、大分過ぎていますので、ほかの議員の方の立場もありますので、ほかの質問にしてください。松本議員。

2番（松本俊清君） 今、議長、ほかの質問にしてくださいと言うけれども、ほかの人はどうだったんですか、ずっと。私は朝からずっと聞いていたんですよ。どこが違うんですか、だから私は今言うたでしょう。3ページ、次は4ページを言うているんですよ。違うんですか。なぜ私のときに限って、こういう具合に指摘されるんですか。それだったらもっと町長に質問されたことを正確に返答してくれということを議長、何で言うてくれないんですか。その点どうなんですか、議長。町長の返答はなっていないですよ。

議長（大倉 博君） 他に質問はありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

当然もう本当に問題が吹き出ていますので、その点は本当に改善をしていかないといけないと。ただ、この問題は今すぐ出たんじゃないなくて、ずっと私が議員にならせていただいてからも、明確に目的が説明できないことであつたり、成果が十分に説明できないことというのは多々ありました。これは当然改善をする、当然のことだと思っています。

そして、議員になってから、私は少しでも住民の福祉が向上しないかと、予算のたびに見てなかなかそういう面が出てこないことが多かったわけです。ところが、今回についてはまだ端緒的だとは思いますが、やはり努力されて、新しい事業を思い切ってやっているという面はあるんじゃないかと思っているわけです。

その1つとして、空き家の流動化事業なんですね。これ村、和東等もありますが、和東でいったら東和東や湯船に限っている10万円なんです。村は10万円と。今回、笠置町は30万円まで引き上げた。この意義ですね。こういう前に進めたという意味は、やはりメッセージなり考えなりがあると思うんですよ。そこをきちっと既存の事業を新しく増額をしてもっと前に進めているわけですから、きちっとそのあたりの考えとか、こういうふうにした理由であったりとか、思いというものをちょっと語っていただきたいと思うんです。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、空き家流動化対策事業といたしまして、これまで1軒につき10万円の補助金を30万円に引上げをさせていただいております。笠置町内の空き家を有効活用し、移住定住促進による人口増加並びに地域の活性化を図るため、現行の内容を拡充させていただいたものでございます。笠置町では、どのような形で移住定住者を迎え入れたいかということで、地域に溶け込める移住者という方を受け入れられるために、空き家の所有者に今後の活用方法等を確認した上で、移住促進住宅の整備を推進するということがまず第一かということで、その前段階での流動化対策ということで、今回取り組まさせていただくものでございます。

ただ、家を用意しただけでいいかというわけではないということも当然理解をしております。移住された方が孤立しないための環境づくりでありますとか、そういったことも当然必要だというふうに思っております。例えば集落支援員さん等を活用したりした中で、地域の風習でありますとか、習慣でありますとかといったものもしっかりとお伝えをさせていただいたりといったことで、生活しやすい環境といったものを整えていくといった形が必要かというふうに思っております。

また、先ほど来、ほかの予算の中でも出ておりましたが、移住するためには家だけではなくに就職先でありますとか、いろんな条件が整っていないことには、非常に厳しいところがあると思います。安心して生活等をしていただけるように、例えば医療体制の確立でありますとか、子育て世代に向けた助成制度の拡充など、世代を超えた移住希望者にも対応できる

ように、多方面、各課のほうの取組等を組み合わせたような形の中での支援といったものが
必要というふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

度々言わせていただいていますけれども、毎年数人から多いときで十数人、直近でお聞き
したところ、7人ほど移住を希望している方が現にあるんですね。まさに需要があるわけ
ですよ。それから細かい内容でどういうふうな形の移住の希望があるかというのは差がある
と思うんですが、現にある中で住居が十分じゃない。住むところが準備されていないとい
うのが、大きな取りあえずまず進めなきゃいけない課題だと思うんです。

移住希望の方にアピールして、もっと増やしていくにしても、取りあえずまず住むところ
を用意しない限りは、いろんなアピールというものができないし、無駄になるんですね。だ
から、そういう意義が非常にあると。その中で近隣でお隣の村や和東でもまだ10万円だっ
たり、地域を限定している中で30万円に踏み出しているというその意義、そしてお聞きし
たところ、実際の例として、20数万円ぐらい、家財撤去に関してはそういう数字が出たこ
とがあると、そういうことを基準にしながら設定した額だというふうにもお聞きしているわ
けです。大きい家になってくると、もう少し超える場合もあるようなんですが、やはり大変
大幅に引き上げたと思うんですね、割合的に見れば。そういうところが非常に進んできて
いるということは、やはりきちっと商工観光課だけではなくて、町としても非常に意義のある
制度だということで、自信を持って進めていかないと、そして今言ったような意義も含めて
していかないと、なかなかこの事業が前に進んでいくのかということもあると思うんです。
なので、きちっとほかのところで答えられない事業も多々あるんですけれども、きちっとこ
ういうふうになっていますと答えられるようにしていただいて、アピールもしていただいて、
進めていっていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 答弁は要らないの。

1 番（向出 健君） 町として、これを企画したわけですから、どんな思いなのかという、町
長の思いというものがあると思うんです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問、大変積極的な御意見をいただきまして、
どうもありがとうございます。

移住定住促進というのは、例えば観光行政でありますとか、商工の活性化等々にも直結す

るわけでありまして、それから小学校、保育所、要するに少子化の問題ですね、にも直結する問題でございます。また、町内で事業を始めたいという方にとっても、比較的使いやすい既存の物件、または古民家を利用したような店づくりというようなことができていくのかなということで、まずは空き家対策を十分にやっつけていこうと。その先に、商工業の発展でありますとか、観光の発展というものが見えてくるのではないかと。

これ必ずそうなるというような断言もできないわけですが、一生懸命やっつけていきたいと思います。そのためには、さらに先ほどからもずっと言っているように、ホームページを更新して、情報の発信力を強化せないかん、これは皆さんから何遍も指摘を受けている話なんですけれども、どうやって笠置町を見ていただくかと。住民の方だけでなく、町外の方にもどういふふうに見てもらえるのかということを考えながら、情報の発信力の強化をしつつ、なおかつ笠置町の魅力をアピールして、笠置町に一人でも多くの住民が移住してこられるというふうなふうになればいいかなということの意味での御提案でございます。よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3 番（由本好史君） 3 番、由本です。

50 ページの相楽東部広域バスの運営事業についてお伺いします。

360 万 4,000 円が計上されておまして、先ほどの課長の説明では、運行経費が 236 万 9,000 円ということだったと思いますが、この利用状況、また今後の必要性についてどういうことを検証されたのか、お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

相楽東部広域バスの関係ですが、現在の運行状況といたしましては、運行日は週に月、水、金、土の 4 日間、1 日 4 往復の計 8 便となっております。利用者につきましては、現在 1 便当たり平均して約 1 名ということになっております。

相楽東部広域バスにつきましては、加茂駅から月ヶ瀬口駅間の地域の新たな基幹交通となるバスという位置づけで、便数の少ない JR 関西本線の補完となるような中間時間帯における移動の利便性の向上、また鉄道から遠い集落へのアクセス向上、計画区域内の交通ネットワークの強化を図るということで実施をしておるものでございます。

このバスにつきましては、笠置町、和東町、南山城村、それと京都府も含めた協議会で運

営をしておるところでございまして、事業の中身につきましてはその協議会のほうで検討させていただいて、実施をしておるといような中身となっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

なかなかバスを見ていると、利用がないのかなという印象も持ちますので、1便当たり1名ぐらいですか、利用されているということですので、また今後も検証させていただいて、ほかの町村のこともありますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

次に、78ページの森林環境基金の管理事業についてお伺ひしたいと思います。

調書では10ページですかね、200万円、この実施内容ですが、数十年前ですか、林業構造改革事業か何か言うて、笠置町でも公費をつぎ込んで取り組んでいたと思うんですが、この委託料200万円、そういったときの基礎資料とかはあるんですかね。また、これはどういった方に委託をされるのか、お聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

今言われておりましたこれまでの事業のことについては、私存じ上げないんですけれども、今回の情報の収集というものにつきましては、現状の基礎情報の収集が主なものでございます。例えば人工林の現況の把握ですとか、所在林班、樹種、面積、それから喫緊の施業履歴などの確認、それから森林経営計画や造林補助事業等が実施されているかどうか、また所有者情報の整理であったり、その所有者の方が町内外であるかどうかということ、また土砂警戒区域等の状況がどうなっているとか、いろんなそういう諸条件を精査するものでございます。

また、森林経営管理事業といいますのは、森林経営管理法に基づきまして行われるものでございます。対象とまず初めにやっつけていかなんこととといいますと、民有林の人工林というのが森林整備をしていかなければならないということになっておりますので、その所有者の方がまずは対象になってくるということでございます。この現況調査、森林の状況調査等の業務委託の箇所ではございますけれども、これにつきましてはあくまでもまだこれは未定でございます。予定の段階なんですけれども、去年9月に設立されました一般財団法人の京都府森林サポートセンターというのが府市長会、町村会連携の下に新たな森林管理システムの推進のために設立されたので、その機関にお願いして実施していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

数十年前の事業でしたので、そういった資料がないのかなというのはすごく残念に思っております。私もそのとき産業課のほうにおりまして、それも携わっておりましたので、ちょっとそういうのがあったらなと思いましたが、また森林は近年所有者、経営体が分からない森林が増えておりまして、そのために間伐の手入れとかされず、土砂崩れとか、災害を引き起こす可能性があるということで、森林の適切な整備を進めることが災害防止や国土保全機能につながるということから、この基金を充てることが必要とされていると思います。そういったことで、この基金について、そういった間伐等の手入れのほうに使われるという考えの基にされているのか、その点お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

私も10年前は担当しておったところで、言うておられるのは森林の団地共同とかいうことの実施資料なのかなというふうには思います。そういったことはまたこれまでの施業履歴という形で、今回の調査にも十分反映されていくものかと思えます。

その次に、この基金の使い道につきましては、森林経営管理法につきましてはまずは人工林を早急に対処しなさいよということになっております。しかしながら、森林環境譲与税につきましては、広い活用というのができることとなっております。しかしながら、笠置町は人工林率というんですけれども、民有林が1,879ヘクタールございまして、人工林が942ヘクタールございます。人工林率50.2%といいまして、府内でもかなり人工林率が高いところでございます。そういった中で、まず人工林の整備というのが早急な課題であるということで、今現在そういう整理をしているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

先ほど空き家の話が出ましたけれども、この常任委員会の中で、町長、空き家の話をしたときにリフォームに対しては180万円を2軒分つけて360万円と、今回に限っては空き家のお掃除していただくときに出了た処理費用で1軒当たり20万円アップの30万円と、この流動空き家の制度とこの制度は全く別物ですと。移住施策とは違うんですみたいな答弁やったと思うんですよ。今日、向出議員が言われたら、移住施策の一つですと。笠置の移住施策はどうなんど。

原点返りしたら地方創生で一発目に350万円ぐらいから始まっているんですよね、空き家の掘り起こして。それからずっとやられていて、笠置町はその空き家対策に対してどれだけの経費をかけているんですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

直接的な空き家対策というような事業費といたしましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、住宅改修の予算とそれから今回計上させていただきました30万円掛ける5軒分の150万円のこの2つが実際、空き家対策という直接的な意味合いでいうところの予算の額としては、この2点ということになってまいります。以上でございます。

（「今まで使ってきた空き家対策にかけた経費は幾らなんですか」と言う者あり）

商工観光課長（市田精志君） すみません。過去の分の経費の積上げにつきましては、今資料のほうを持ち合わせておりませんので、また後ほど御報告させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

この予算を立てているわけじゃないですか。それで過去にどれだけ投資してきたということが何ですぐに言えへんのかと。毎年、毎年同じように空き家対策にこれだけ要る、これだけ要ると。マンパワーがこれだけ要る、地域おこし協力隊を使って、もともと募集要項と違うことをしてもらうていると。ほんまにいつ花開くか、町長は分かりませんと言うてはりましたよね、いつになるか分かりませんが、でも町長の任期は4年なんです。その間に何するか、これするかということを明確化していくのが政治家の仕事やと僕は思っているんですよ。

おかしいんですよ。ほんまに。額面上げて、5軒で流動空き家が5軒なくなったら、それは素晴らしいことなのかもしれん。そやけど、うちのおばさんが亡くなっても、坂本さん、空き家できましたねという問いかけなんてないですよ。町長に言うたらポスティングしてないですね。町長、社協のときに僕のおばさんの送り迎えをしてくれてはりましたやんかと、亡くなったこと御存じじゃないんですかと。僕ショックでしたわ。そんな話をほかによく聞くんですよ。

空き家の掘り起こしが進んでいない、進んでいないと言うけど、自分が送っていった方、亡くなっても気づかないですよ。それは忙しいですからね、町長という仕事はと、つくづく思いました。それは予算面で見たらええようになっているかもしれませんよ。でも中身が一切ないんですよ、今回の予算、絵に描いた餅はこのことやなと思って、それはうまいことしゃべるのは得意でしょうよ。でも実際、実りは何があるんですか。打ち出の小づちですか。片や給料削る言うてみたり、片やこれには増額するわと、笠置町の行く末はどこにあるんですか。当初予算はそういうものじゃないんですか。それは通年どおりです、これは通年どおりです。でもこれはちょっとだけ額面増やしましたと、小細工じゃないですか。そうでしょう。_____

5番（坂本英人君） _____

5番（坂本英人君） _____ほんまに掘り起こしているんですかという話ですよ。全てを把握していませんとまた言うんでしょう。おかしいんですよ。何がしたいんですか、今回の予算は。通したいがための予算ですか。どうなるんですか、笠置町は。どこを向いて歩いていくんですか、お答えください。_____

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の空き家の掌握についての御質問やと思います。

昨年6月か7月やったか、ちょっと覚えていません。1回目の空き家調査に入ってくださいということで、まちづくり協力隊員2人に各区長の協力を得ながらポスティングをしていただきました。その中できちんと区内の空き家が把握できていないということで、保留になっていたというようなところがあったようでございます。一応ポスティングした件数、何件にポスティングしたかというお話は私のところに届いておりましたけれども、実際に個々、どこのお宅にポスティングしましたというような報告は、正式に私の記憶には、私がファイリングしていないだけかもしれませんけれども、記憶にないわけでございます。どの地区で何件というような形でのざっくりとした報告でした。

これではまだ駄目よねということで、2回目の空き家調査を指示いたしました。その後、

1 回目は、お彼岸、帰ってきはるまで待ってみましょうかという話で終わっていたんですが、2 回目の調査に入ってくださいということで、改めて調査未了の地域についての話をしたわけですが、最終的に 3 回目、今度は水道の閉栓届を基にした、これは空き家調査とそれから特定空き家、要するに危険家屋の調査も兼ねてですけれども、それで町内を回ってみてくださいというような形での空き家の調査を行っております。

5 軒分の流動化の補助金も今回つけていると。そのうちの移住定住分として 2 軒分の予算をつけていますということで、整合性が取れていないということなんですが、あくまでも 5 軒分の 30 万円の予算というのは、留置家財を出してくださいと、そして空き家バンクに登録してくださいというお願いするための補助金でございます、そのうちから何軒が移住定住のために使われるかどうかは分かりません。基本的に空き家の流動化につきましては、賃貸借、それから売買どのようにもできるわけです。行政がやるのは、空き家バンクに登録された方とそれから所有者とのマッチングというところで終わっております。

まずは、登録空き家というものを増やしていかないと、移住定住政策、直接効果は出ませんので、できるだけ多くの空き家を登録していただきたいということで、取りあえずは 5 軒分の予算をつけております。

実際空き家がある。私も何軒か空き家があるのを知っていますけれども、そこにポスティングがされていなかったということについて、私自身が把握していながら反映されていないということでございます。

誠に申し訳ございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 先ほどの間違った発言を訂正させていただきたいことと、議事録から削除させていただきたいと思います。———誠に申し訳ございません。

続いて、ほんまに申し訳ないという討論になるのが分からないんですよ、実際。こうやって予算化されて、文書化されてきている事業が申し訳ないと、この段階で言わなあかんことは絶対おかしいんですよ。来年度これで動き始めるんですよ。それをどうですか言うて質問したときに申し訳ないと。絶対おかしいんですよ、これ。

僕も今回の予算書をいろんな人とディスカッションして、指導もしてもらいましたけれども、やはり行政側が説明し切らんとか、答えがどこを向いているか分からんというのは、自治体としておかしいと。これぐらい小さくなると距離感が近くなるわけじゃないですか、いろんなものの。何で説明できへんのやと。全部点の事業じゃないですか。

僕ら、西村前町長のときに早川町に行きましたと。視察に行かせていただきました。これは全然ちやいますよ、移住施策というものが。こんなに点で物事がちびちび動いていないですよ。もっと計画性を持って、それこそ道路のインフラから居住、仕事まで、みんな1つになって動いていますよ。都合のいいときだけ縦割りやと、これはよその課やと。これはちょっと一緒にやっていますねんいうて、でも総務課は説明し切れんと、それで観光課に投げると。これ誰が責任持って仕事をしているのやて。誰が実績確認しているんのやて、来年度、この予算でいかせてくださいと、ちょっと違うんちやいますかと。それどうやって住民さんに説明するんですか。この部分のこれがすごいよかったんですよ。だからオーケーしたんですよ。分かってくださいと言うんですか。おかしいて。

皆さん、お子さんいらっしゃいますか。お子さんがいきなり携帯電話を買ってくれと言うて、おまえ何に使うねんて、取りあえずみんな持っているからみたいなので、お金を渡さないでしょう。自分の家やったらこんなお金の使い方はしないでしょ。駄々っ子みたいなことを言っているんですよ。理解できますか、僕の言っていること。

議長（大倉 博君） 答弁要るんですか。

5番（坂本英人君） 答弁いいよ。

議長（大倉 博君） もしあれでしたら、暫時休憩したいと思います。

次は4時15分からしたいと思います。

休 憩 午後4時00分

再 開 午後4時15分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 質疑がなければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者の討論を行います。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

議案第17号、令和3年度笠置町一般会計予算の件に反対いたします。

住民サービスのためを思うと、通さないといけないのは分かります。笠置町は外部の力を借りて、企業人の制度、協力隊の制度、成果も出ているのも理解していますし、感謝もしています。反対したら、事業が一旦止まって笠置にダメージを受けてしまうのも、そういうふ

うには思っています。

しかしながら、議員として、疑問を抱えたままこの議案を通すわけにはいかないと思っています。全てではないですが、町長や執行部の説明が納得できないところはあります。そもそも町長も説明できていないと言っています。町長も説明できていないと認めている以上、賛成するわけにはいきません。これをもって反対の討論とします。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

議案第 17 号、令和 3 年度笠置町一般会計予算の件について、賛成討論を行います。

説明会等、また質疑等でも皆さんから指摘されたように、十分に説明できない、またはこれまでの成果を評価できない点、これは本当に改善が必要だと、厳しく指摘しなければなりません。

また、その他の災害、また有害鳥獣対策、介護をめぐっての問題など、様々な問題も山積みとなっています。

さらには、これまで福祉を削減してきたという動きもありました。その手だても必要ではないかと考えます。これらの問題は、今に始まったことではなくて、過去からのこれまでの笠置町の問題が積み重なって起きてきている改善すべき問題であると思います。

しかし、その一方で、財政難が言われる中で福祉が一部前進をしている面があります。まだまだ不十分な点はあると思いますけれども、他の近隣町村から見ても、一歩前進をした大変意義のある政策を行っています。

空き家バンクの契約が成立した場合には、その家財の撤去について 10 万円から 30 万円に増額をします。また、放課後児童クラブについては第 2 子以降、その利用料 5,000 円を無償化にするということも盛り込まれ、また新婚世帯、子育て世帯等にも家屋の購入等に補助をしていくということで、政策として上げられています。

また、通いの場事業ということで、健康体操等、そうした取組を行う 65 歳以上の 3 人以上の方がつくられるような団体についても、立上げ経費や運営経費を補助するという対策もされています。

笠置町には、直近でお聞きをしますと、7 人ほど移住を希望しているとお聞きをしています。移住をしたいという方にとっては、何らかの理由で笠置に住みたいと思いがあられると思います。それに応えるには、まず住居の確保が必要だと思います。まだまだより先進的な取組をされている地域から見ると、不十分な点はあると思いますけれども、まずその一歩として、

空き家バンクの契約時の30万円の補助というのは、進んだ、一步前進したものだとは評価をいたします。

また、通い場の事業についても、自主的な取組をしたいというお声をお聞きしていますし、また外に出て、そういった交流をするのが楽しみだという方の声も聞いています。そういうことに応えるものになっています。

まだまだこれから充実が必要だと思いますけれども、この発展を望みまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案の反対者の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

令和3年度笠置町一般会計予算の件について、反対の立場で討論をさせていただきます。

来年度の予算は、観光課や総務課の主体事業において、前年度の実績がまあ理解できるような説明が到底なされておらず、総合常任委員会において質問させていただきましたが、本当に担当課長ですら説明、実績報告もできない。どのように来年度の予算が編成されているのか、議員として到底理解ができません。

また、基本方針と重点推進分野と参考資料として提出されてはおりますが、総合計画策定委員の了解を得ず、何を根拠として今回の予算が示されたのかも不明確であります。

もういいかげんに適当な予算編成や説明もできない行政運営はやめなければならない。そして議員としても止めなければならない。財政が厳しいと言いながら従来どおりの予算は、住民にも説明できることはありません。どの側面から見ても、令和3年度当初予算に到底賛成できるものではありません。

行政の歩みを止めてはならない、常日頃私自身先輩からのこの言葉をいただき、議員という仕事をさせていただいておりますが、今回の予算に対しては、到底賛成できません。以上、反対討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第17号、令和3年度笠置町一般会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第17号、令和3年度笠置町一般会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第17号、令和3年度笠置町一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第2、議案第18号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第18号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

令和3年度笠置町国民健康保険特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ1億8,885万1,000円を計上しております。

主な歳入につきましては、保険税が2,372万円、府支出金が1億4,419万5,000円、繰入金が1,239万2,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で1億4,445万2,000円、国民健康保険事業費納付金で4,093万8,000円を計上しております。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） 議案第18号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。なお、一部説明を省略させていただくところがございますので、あらかじめ御了承ください。

令和3年度につきましては、令和2年度と大きく変動するものを説明させていただきます。7ページをお願いします。

1款国民健康保険税、2項国民健康保険税、3目一般被保険者国民健康保険税で、対前年度比293万8,000円の減額、こちらは先日、御承認いただきました税率で算出をしております。

10ページを御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、令和元年度及び令和2年度の2か年でのシステム改修に伴う補助金でしたので、廃目となります。

11ページを御覧ください。

4款府支出金、1項府補助金、1目府補助金で、本年度予算額1億4,419万5,000円、対前年度比718万5,000円の減額、こちらは歳出の療養諸費に係る部分を計上しております。

続いて、歳出について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費でトータル723万2,000円を減額し、1億2,850万6,000円を計上しております。

1目一般被保険者療養給付費では、平成30年度から令和2年度見込みの3か年平均に医療費の伸び率を上乗せし、720万9,000円減額の1億2,585万5,000円としております。

次に、29ページ、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分で2,803万5,000円、30ページ、2項後期高齢者支援金等分の982万2,000円、31ページ、3項介護納付金分の308万1,000円につきましては、京都府から示されました市町村国保事業費納付金の額でございます。

以上、歳入歳出予算の総額は前年度比1,099万8,000円の減額となり、歳入歳出それぞれ1億8,885万1,000円となります。

以上で令和3年度笠置町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第18号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第18号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第3、議案第19号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第19号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計予算の件について提案理由を御説明申
上げます。

令和3年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ7,157万9,000円を計上しております。

主な歳入につきましては、使用料が2,601万1,000円、一般会計からの繰入金
が2,995万円、企業債が1,354万2,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、一般管理費で1,521万1,000円、簡易水道施設
費では、報酬で103万6,000円、需用費で698万8,000円、役務費で140万
2,000円、委託料で2,581万2,000円、また公債費では元金利子を合わせまし
て1,941万1,000円を計上いたしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 次に、議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 議案第19号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。なお、一部説明を省略させていただくところ
がございますので、あらかじめ御了承ください。

10ページを御覧ください。

歳入。初めに、1款分担金及び負担金、分担金、衛生費分担金でございます。

1節簡易水道分担金、給水工事分担金では、前年度と同額の20万9,000円を計上し
ております。

次に、11ページです。

2款使用料及び手数料で、使用料、衛生使用料で、1款現年度使用料基本料では
1,113万1,000円を計上しております。積算戸数が昨年度と同じ695戸で積算し
ており、前年度と同額計上となっております。

次に、超過料金では1,478万円を計上しております。対前年で28万円の増となって

おります。内容につきましては、昨年の使用実績によるものでございます。

なお、基本料金と超過料金とともに収納率を98%で算出しているところでございます。また、滞納分につきましては前年度と同額を見ているところでございます。

12ページです。

同じく、使用料及び手数料、手数料、衛生手数料、簡易水道手数料は、前年より8万円減の1万7,000円を計上しております。内容につきましては、町内給水工事事業者の更新が見込まれない年度に当たるため、手数料を減額計上しております。

次に、13ページです。

3款財産収入、財産運用収入、利子及び配当金は同額を見ているところでございます。

14ページをお願いします。

4款繰入金、一般会計繰入金では、トータル2,995万円を計上しております。対前年で341万6,000円の減額となっており、内容としましては修繕料や委託料等、歳出の減少によるものでございます。

これ以降の15ページ、繰越金、16ページ、預金利息は前年と同額を見ているところでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

7款企業債では、1,354万2,000円を計上しております。内容としましては、水道施設台帳や固定資産台帳を整備するため、過疎対策事業債や公営企業会計適用債を財源として計上するものでございます。

次に、18ページです。

8款国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金では174万8,000円を計上しております。内容につきましては、さきの企業債と同様に、水道施設台帳電子化促進事業を実施するため、生活基盤施設耐震化等交付金を財源として計上するものでございます。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

19ページを御覧いただきたいと思います。なお、給与等職員の人件費に関しては省略させていただきます。

歳出。1款総務費、総務管理費、一般管理費で1,521万1,000円を計上しております。前年度との変更点につきましては、一般管理費で計上しておりました旅費と需用費を簡易水道施設費に一本化しております。

次に、20ページをお願いします。

2款衛生費、上水道費、簡易水道施設費でございます。主な内容としましては、1節報酬では103万6,000円を計上しておりまして、内容は取水、浄水、配水場等の見廻り報酬等でございます。

10節需用費の主な内容につきましては、光熱水費で453万6,000円を計上しており、水道施設浄水場等の電気代でございます。修繕料では、毎年実施しております水道メーター交換事業の対象となるものがございませんので、158万7,000円を減額し、小修繕費としてのみ100万円を計上しております。また、メーター修理では期限切れ水道メーターを買い取ってもらい、材料として再利用し、新品メーターを購入するバスター交換方式を取っておりますが、今回はさきのものと同様実施いたしませんので、減額しております。以上、需用費では前年より107万6,000円減額の698万8,000円の計上となっております。

次の11節役務費については、自動車損害保険料や車検手数料で給水車を含む公用車3台分が車検対象になることなど、役務費のトータルで前年より7万9,000円増額の140万2,000円を計上しております。

また、12節委託料で2,581万2,000円を計上しております。内容としましては、簡易水道運営事業として1,052万2,000円を計上しており、従来からの委託業務を中心に急速ろ過器保守点検や減圧弁保守点検など、パイロット弁の更新等、附帯作業を含まないことから、対前年で110万6,000円の減額となっております。

また、簡易水道維持改良事業としては1,529万円を計上しております。内容につきましては、公営企業法に適用させるため、必要な固定資産台帳の整備を行うもので、公営企業法適用化事業は、令和5年まで3年間かけて事業を実施するものでございます。初年度に当たる令和3年度は814万円を計上しています。また、水道法の改正により、水道台帳整備の電子化が必要となり、相楽東部3町村共同で事業を進めるものでございまして、過疎債や国庫補助金を財源に715万円を計上し、事業を進めるものでございます。

次の13節使用料及び賃借料、14節工事請負費は、前年度と同額計上でございます。

15節原材料費では、実績等を考慮し、対前年15万円減額の15万円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金では、相楽郡指定給水装置工事事業者研修会負担金として5,000円を計上しています。内容としましては、令和3年度は事業者研修会が実施されない年に当たりまして、通常の市町村負担のみの計上となっております。

次に、22節償還金利子及び割引料と24節積立金は、前年度と同額を計上しております。
次の26節公課費は、平成30年、令和元年申告確定分の2か年平均で前年度の消費税確定額等を計上しているところでございます。

21ページをお願いします。

3款公債費では、元金、利息とも地方債償還表に基づき、トータルで1,941万1,000円を計上しております。

最後に22ページでございます。

4款予備費につきましては、同額の計上となっております。

以上、歳入歳出総額はそれぞれ7,157万9,000円となります。

以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第19号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第19号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第4、議案第20号、令和3年度笠置町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第20号、令和3年度笠置町介護保険特別会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ2億8,665万6,000円を計上し、対前年では

3, 371万7, 000円の増額、13.3%の増加となっております。

主な提案内容は、保険給付費で対前年3, 377万9, 000円増の2億6, 270万6, 000円、地域支援事業費で対前年8万6, 000円増の2, 003万2, 000円を計上しております。保険給付費総額の伸びにつきましては、令和元年度決算では対前年比で2, 347万6, 000円の増となりました。保険給付費につきましては増加傾向にありますが、適正な保険給付並びに保険料収納率の向上に努めてまいります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第20号、令和3年度笠置町介護保険特別会計予算の件について御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

歳入予算の主なものを御説明させていただきます。

国庫負担金等の介護給付費の公費負担分につきましては、法定負担分を計上させていただいておりますので、詳細な説明は省かせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1款保険料、1項介護保険料では4, 796万7, 000円計上しておるところでございます。被保険者約650人の調定額を計上しているところでございます。

次に、9ページを御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金では4, 683万円計上しているところでございます。これにつきましては介護給付費の国負担分でございます。

10ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金では2, 055万4, 000円計上しているところでございます。これにつきましては地域支援事業交付金の国負担分が主なものとなっております。

次に、11ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では7, 213万7, 000円計上しております。これにつきましては介護給付費の2号被保険者分の負担分になります。

次のページをお願いします。

5款府支出金、1項府負担金では3, 853万7, 000円計上しております。これにつきましては介護給付費の府の負担分になります。

同じく、同款2項府補助金では211万8, 000円計上しております。これにつ

ては地域支援事業の府の負担分になります。

次に、15ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では4,641万5,000円計上しているところでございます。内容につきましては、介護給付費、地域支援事業費の町の負担分、また事務費分の一般会計からの繰入金となっております。

次のページをお願いします。

7款繰入金、2項基金繰入金では999万8,000円計上しているところでございます。

17ページ、8款繰越金、1項繰越金におきましては、前年度の繰越金といたしまして116万円計上しているところでございます。

20ページをお願いいたします。

9款諸収入、3項雑入では93万1,000円計上しております。これにつきましては介護予防事業の利用料、また介護予防のケアプラン作成分となっております。

21ページの歳出を説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費では43万5,000円計上させていただいております。主なものにつきましては、介護保険料の介護保険システムの保守にかかります委託料で10万3,000円計上しているところでございます。

2項徴収費では6万9,000円計上しております。これにつきましては保険料の決定通知書などの費用でございます。

23ページ、3項介護認定審査会費では124万8,000円計上しております。これにつきましては認定調査や認定審査会に関する費用でございます。

4項趣旨普及費では43万4,000円計上しております。これにつきましては制度に関するパンフレットの印刷に係る費用でございます。

25ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では2億3,618万8,000円計上しているところでございます。主なものといたしましては1目居宅介護サービス給付費、これはデイサービスや訪問介護等に係る費用でございます。この部分につきまして1億1,223万6,000円計上しております。

また、3目施設介護サービス給付費では1億282万9,000円計上しているところでございます。この費用につきましては施設入所に係る給付費の分でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費で347万4,000円計上しております。これにつきましては要支援者の方の給付費になっております。要支援者の方の給付費につきましては全体的に減少を見込んでいるところでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費で720万1,000円計上しております。これにつきましては1か月分の自己負担分が限度額を超えた場合に支給する費用となっております。

次に、30ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス等費で1,458万8,000円計上しているところでございます。これにつきましては低所得者の方が施設入所される場合の居住費と食費の軽減に係る費用でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費では333万4,000円計上しているところでございます。主なものといたしましては要支援者の方の訪問介護や通所介護に係る費用でございます。

32ページ、2項一般介護予防事業費では239万4,000円計上しているところでございます。新規の事業といたしまして、地域介護予防活動支援事業で99万8,000円計上しております。これにつきましては通いの場事業ということで、介護予防、とじこもり予防、日中の居場所づくりなど住民の方が主体となって活動していただく団体に対しまして補助金を交付させていただいた中で、介護予防の推進を図っていくという事業になっております。

33ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業につきましては1,429万9,000円計上しております。主なものといたしまして、4目任意事業につきましては家族介護支援事業ということで、紙おむつの購入補助の費用を計上しているところでございます。

介護保険特別会計予算の主な事業の説明は以上でございます。

議長（大倉 博君） 本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

この前、介護保険条例が改正されまして、保険料率が上がったのかなというイメージがあったんですけども、7ページでは保険料が267万7,000円減額となっているという

ことなんですけれども、この条例と予算の関係でちょっと御説明いただけませんか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

予算の中の保険料につきましては、当初予算の編成時期の最新の調定額を暫定で上げさせていただいておまして、先日決めていただきました保険料につきましては、今回の予算にはまだ反映できていないというところございまして、6月の本算定が終わりました段階で、新しい保険料の入った調定額が出てまいりますので、その段階でまた補正なりをお願いしていきたいというところで考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうしたら、6月にならないと分からないという話なんですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

介護保険料の算定は、毎年前年度の所得に応じて保険料が決まってまいりますので、所得が決まった段階の6月の時点で新しい介護保険料に応じたそれぞれの保険料を決定させていただくという予定になっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。向出議員、反対ですか。

原案に反対者の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

議案第20号、令和3年度笠置町介護保険特別会計予算の件について反対討論をいたします。

反対の理由は、保険料の引上げの問題です。さきの議会で既に保険料率については引上げということが可決して決まりました。それを前提としている予算となっています。

介護保険料の段階は1段階から13段階まで、第1号被保険者の例が資料として示されていますけれども、例えば第1段階、最も低い段階の方は、本人は住民税が非課税であると。

さらに世帯の方も全員非課税であるという中で、例えば生活保護を受けておられる方であったり、本人の公的年金の収入などや合計所得金額のその合計が80万円以下の人という、大変生活が厳しい方であるわけですが、これでも年間2,040円の減額後は年間1,200円の増と、絶対額で見れば小さいように見えますが、これまでずっと引上げが続いてきた中で、年間の保険料自体は2万5,200円ということになっています。これが最も低い方のところでも引上げということになっていますので、やはりこれは大変生活に影響を与えるのではないかとということが懸念されますし、心配をされます。

当然、町のほうとしては、国の介護保険制度の下、従わざるを得なかったり、様々制約もあろうとは思いますが、この地方の笠置町の議会からもやはり介護保険制度は問題があるのではないかと、声を上げなければいけないと思っています。

特に、低所得者に対しての減免制度の措置であったり、介護の給付の充実であったり、もっと大本から見直していくべきではないでしょうか。当然保険制度ですから、一定受益者負担という考え方があり、利益を得る、サービスを得るから支払うという面はありますけれども、やはりとても低い所得でも年間の保険料を徴収するというのは、やはり問題じゃないか、もっと考えていくべきなんではないかと思います。

以上、理由として反対討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第20号、令和3年度笠置町介護保険特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第20号、令和3年度笠置町介護保険特別会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第20号、令和3年度笠置町介護保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第5、議案第21号、令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第21号、令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ6,701万9,000円を計上し、対前年比では154万6,000円の増額、2.4%の増となっております。

主な提案内容は、広域連合納付金で対前年28万5,000円増の6,474万6,000円を計上しております。本制度の運営につきましては、引き続きより一層の保健疾病予防事業の充実とともに、適正な保険給付並びに保険料収納率の向上に努めてまいります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 次に、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第21号、令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして御説明させていただきます。

予算書の7ページを御覧ください。

歳入の主なものを御説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料で2,457万2,000円を計上させていただいております。これは広域連合からの通知に基づく計上でございます。

9ページを御覧ください。

3款繰入金、1項一般会計繰入金では4,181万円計上させていただいております。主なものといたしましては、1目の一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金、これ保険料の軽減分でございますが、831万7,000円、また事業費繰入金といたしまして136万8,000円計上しております。また、療養給付費繰入金では、療養給付費分といたしまして2,999万6,000円計上しているところでございます。

歳入予算につきましては以上でございます。

15ページを御覧ください。

歳出の御説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では7万5,000円計上させていただいております。これにつきましては後期高齢者医療の事務に関する経費でございます。

2項徴収費、1目徴収費では9万9,000円計上させていただいております。これにつきましては保険料の通知書や封筒の費用となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金で6,474万6,000円計上しているところがございます。内容といたしましては、徴収した保険料を広域連合に納付します分、また療養給付費として広域連合に納付する分などがございます。これにつきましても広域連合からの通知による計上となっております。

19ページを御覧ください。

4款保健事業費、1項保健事業費では136万8,000円計上させていただいております。内容につきましては、人間ドックや特定健診に関する費用を計上させていただいているものでございます。

後期高齢者医療特別会計予算の説明につきましては、以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

京都府後期高齢者医療広域連合では、保健事業、介護予防と一体的実施推進事業について実施市町村の増加を見込んでいるということで、予算のほうも確保しているような説明がありました。笠置町はこの事業に取り組んでおられるのか。取り組んでおられるとしたら、どういった予算が計上されているのか、お聞きをいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

笠置町といたしましては、一体的実施につきましては、現状まだ取り組めていないところがございます。保健事業と予防事業を一体的に取り組んでいこうという事業でございます。今課内で今後どういった取組をやっていこうというところで検討しているところでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 積極的にこの事業に取り組む必要があるかと思っておりますので、今後また人員の関係とかもいろいろあると思いますが、取組のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

議案第 2 1 号、令和 3 年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方を被保険者として、基本的に運営をしている、そういう団体になっています。もともと手厚い医療をしていくということで進められているということでしたけれども、実際には保険料についていえば 2 年に 1 回ずつの改定ですけれども、引き上がってきています。今年度は引上げの年ではありませんけれども、前年度、令和 2 年度については引上げを行い、その保険料が令和 3 年度も適用されています。

特に、低所得者の方に向けました軽減特例という特別に保険料を引き下げる、軽減するという措置もありましたけれども、これもなくしていくということですと進んできています。

特に、75 歳以上の方は、年金が基本的には収入になってくる中で、なかなか所得も低い、収入も低いという中で、保険料は引き上がっていくという、こういう構造になっています。

また、75 歳以上の方ですから、当然比較的何らかの病気であったり等、医療にかからざるを得ない状況というのは生まれやすい、そういう特徴を持っていると考えます。それを 75 歳以上だけで基本は運営をし、一応支援をするということで、現役世代等からも支援金ということは入っていますけれども、保険というのは病気になる人もいれば、ならない人もいる中で、皆さんが負担を分かち合ってやっていくと、それで成り立つものだと思います。75 歳以上で区切るというのに無理があるのではないかと。給付サービスの面で特化して 75 歳という区切りをつけるのは、もしかしたらあるかもしれないんですが、この基準で運営をしていくと、被保険者を基本的にはやっていくということ自体、無理がある制度ではないかと思えます。

その点を指摘いたしまして、反対討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第 2 1 号、令和 3 年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第 2 1 号、令和 3 年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第 2 1 号、令和 3 年度笠置町後期高齢

者医療特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は3月24日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後5時12分